

第 16 回只見ユネスコエコパーク推進協議会 次第

日 時：令和 5 年 3 月 1 5 日（水）

1 3 : 3 0 ~

場 所：只見振興センター

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 報告事項

(1) 令和 4 年度ユネスコエコパークへの取り組みについて（各構成員）

【報告第 1 号関係資料】

(2) 滝調整池堆砂処理計画の着実な実施に伴う土砂置場の設置について

（電源開発株式会社） 【報告第 2 号関係資料】

(3) 外来カミキリムシおよびオオハンゴンソウについて（南会津地方振興局）

【報告第 3 号関係資料】

(4) 只見ユネスコエコパークのロゴマーク使用申請について（事務局）

【報告第 4 号関係資料】

(5) 令和 4 年度日本ユネスコエコパークネットワーク総会について（事務局）

【報告第 5 号関係資料】

(6) その他

4. 協議事項

(1) 定期報告作成作業スケジュールについて

【協議第 1 号関係資料 1, 2】

(2) 国道 289 号八十里越のユネスコエコパークに相応しい開通に向けて

【協議第 2 号関係資料 1-5】

(3) 持続可能な地域社会に向けたダム堆砂処理について

【協議第 3 号関係資料 1】

(4) その他

5. その他

6. 閉会

-----< 配布資料 >-----

1. 只見ユネスコエコパーク推進協議会会則
2. 第16回只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員名簿
3. 配席図
4. 報告第1号関係資料 令和4年度只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員の取り組みについて(報告)
5. 報告第2号関係資料 報告事項について(電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所)
6. 報告第3号関係資料 報告事項について(福島県南会津地方振興局)
7. 報告第4号関係資料 令和4年度只見ユネスコエコパークロゴマーク申請一覧
8. 報告第5号関係資料 令和4年度日本ユネスコエコパークネットワーク総会について
9. 協議第1号関係資料1 ユネスコ MAB 計画 生物圏保存地域における定期報告について
10. 協議第1号関係資料2 定期報告作成作業スケジュール
11. 協議第2号関係資料1 第15回只見ユネスコエコパーク推進協議会(書面開催)での意見
12. 協議第2号関係資料2 協議事項について(伊北地区非出資漁業協同組合)
13. 協議第2号関係資料3 協議事項について(只見地区区長連絡会)
14. 協議第2号関係資料4 国道289号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について(答申)に係る対応
15. 協議第2号関係資料5 第12回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果に対する対応(国道289号八十里越関係)
16. 協議第3号関係資料 第15回只見ユネスコエコパーク推進協議会(書面開催)での意見

只見ユネスコエコパーク推進協議会会則

(名称)

第一条 本会は「只見ユネスコエコパーク推進協議会」（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第二条 協議会は、只見ユネスコエコパーク（ユネスコMA B計画の生物圏保存地域）の目的である自然環境と人間社会の共生を実現するために関係機関、団体の連絡・調整、課題解決を目的とする。

(構成、組織)

第三条 協議会は前条に定める目的に賛同する只見ユネスコエコパークに関係する別表1に定める関係機関、団体（以下「構成員」という）により構成される自主的組織である。

(事業)

第四条 協議会は第二条に定める目的を達成するために、次の事業に関する連絡・調整、課題解決のための議論を行う。

- (1) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境、生物多様性の保護・保全に関すること。
- (2) 只見ユネスコエコパーク域内の自然環境や資源を持続可能な形で利活用した地域の社会経済的な発展に関すること。
- (3) 前1号、2号のための学術調査研究、人材育成に関すること。
- (4) 只見ユネスコエコパークの情報発信に関すること。
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(会長、副会長)

第五条 協議会には、会長を置くこととし、構成員の互選によるものとする。

- 2 会長は、協議会の運営と進行を総括する。
- 3 会長は、副会長を構成員の中から指名する。
- 4 会長に事故等があった場合には、副会長がその職務を代行する。
- 5 会長、副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(協議会)

第六条 協議会は、会長が招集し、開催するものとする。

- 2 協議会は、構成員が平等の立場で話し合う円卓方式とする。
- 3 協議会の只見ユネスコエコパークの管理・運営に関する決定は、原則、協議会構成員全員の合意によるものとする。
- 4 協議会の入会、脱会には、協議会の承認を必要とする。
- 5 協議会は、原則、公開とする。ただし、必要があるときは、非公開とすることができる。

(只見ユネスコエコパーク支援委員会)

第七条 協議会は、只見ユネスコエコパークの管理・運営に関し、助言や提言を受ける学識経験者などの委員から構成される只見ユネスコエコパーク支援委員会（以下「支援委員会」という）を設けることができる。

- 2 支援委員会の委員は、協議会が選任するものとする。
- 3 支援委員会には、委員長を置くこととし、委員の互選によるものとする。
- 4 支援委員会は、検討すべき課題に関し、複数の部会を設けることができる。
- 5 協議会は、支援委員会の助言や提言を尊重するように努める。
- 6 協議会の構成員は個別に実施する只見ユネスコエコパークに関連する事業に関して、支援委員会に支援を求めることができる。

（事務局）

第八条 推進協議会は只見町が主管し、その庶務を処理するため、事務局を只見町の担当課に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（財務）

第九条 推進協議会の運営に必要な経費は、只見町が負担する。

（補則）

第十条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この会則は、平成26年7月10日から施行する。

別表1 協議会の構成員

只見町

只見町教育委員会

関東森林管理局会津森林管理署南会津支署

福島県南会津地方振興局

福島県南会津農林事務所

福島県南会津建設事務所

環境省東北地方環境事務所

檜枝岐村

電源開発株式会社東日本支店

株式会社東邦銀行只見支店

只見町商工会

J A会津よつば 只見支店

只見町森林組合

伊北地区非出資漁業協同組合

南会津西部非出資漁業協同組合

只見地区区長連絡会

朝日地区区長連絡会

明和地区区長連絡協議会

只見地区婦人会

朝日地区婦人会

明和地区婦人会

日本MAB計画支援委員会

公益財団法人 日本自然保護協会

第16回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員 名簿

No.	構成員名	役職	出席者 氏名等(敬称略)	備考
1	只見町	会長	町長 渡部 勇夫	
2	只見町教育委員会		教育長 渡部 公三	
3	関東森林管理局 会津森林管理署 南会津支署		総括森林整備官 主事(経営) 櫻井 勝 山名 一得	
4	福島県南会津地方振興局	副会長	主事 國井 優希	
5	福島県南会津農林事務所		欠席	
6	福島県南会津建設事務所		企画調整課長 道路課主査(キャップ) 三瓶 融 愛澤 有一	
7	東北地方環境事務所		欠席	
8	檜枝岐村		欠席	
9	株式会社東邦銀行只見支店		支店長 佐藤 健一	
10	電源開発株式会社東日本支店		所長 峯 敏雄	
11	只見町商工会		欠席	
12	JA会津よつば 只見支店		欠席	
13	只見町森林組合		代表理事組合長 山内 清示	
14	伊北地区非出資漁業協同組合		代表理事組合長 総務担当 目黒 芳雄 菅家 忠	
15	南会津西部非出資漁業協同組合		欠席	
16	只見地区区長連絡会	副会長	会長 小沼 一弘	
17	朝日地区区長連絡会		会長 吉津 栄一	
18	明和地区区長連絡協議会		欠席	
19	只見地区婦人会		欠席	
20	朝日地区婦人会		欠席	
21	明和地区婦人会		会長 大竹 やい	
22	日本MAB計画支援委員会		委員長 朱宮 丈晴	
23	公益財団法人 日本自然保護協会		若松 伸彦	オンライン

事務局:

事務局長(只見町役場地域創生課 課長) 目黒 康弘

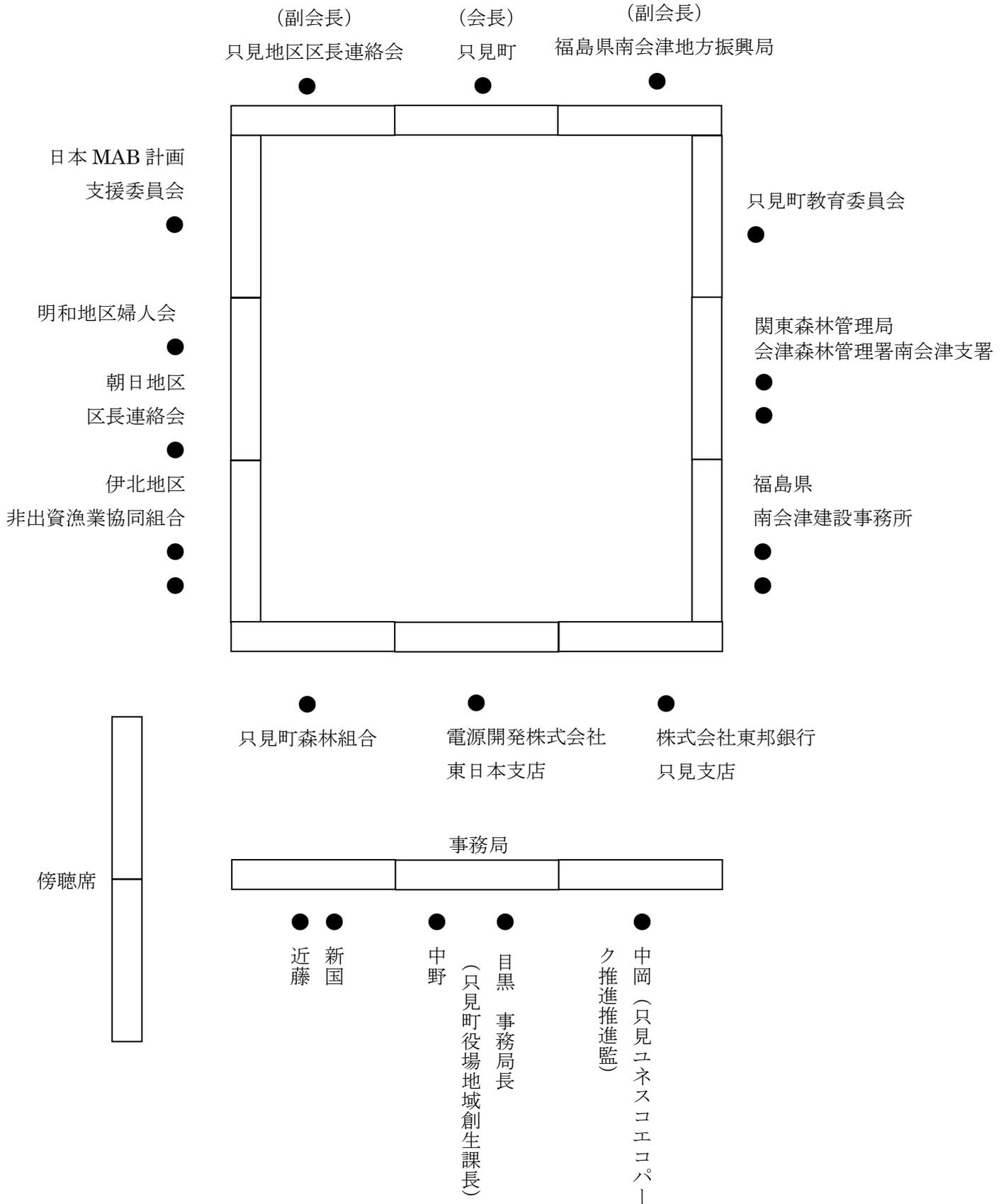
事務局員(只見ユネスコエコパーク推進専門監) 中岡 茂

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主査兼係長) 中野 陽介

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 主査) 新国 万寿美

事務局員(只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係 只見ユネスコエコパーク推進協力隊) 近藤 友太

第16回只見ユネスコエコパーク推進協議会 配席図



報告第1号関係資料

令和4年度

只見ユネスコエコパーク推進協議会 構成員の取り組みについて（報告）

目次

只見町

- ① 「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用
- ② 「ただみ観察の森」整備事業
- ③ 巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）
- ④ 大曾根湿原の保全
- ⑤ 「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業
- ⑥ 沼ノ平総合学術調査報告会
- ⑦ 只見町公認自然ガイド育成事業
- ⑧ 在来イワナ分布調査
- ⑨ 令和4年度 里山林保全対策事業（調査・実証事業）
- ⑩ 「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業
- ⑪ 只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業
- ⑫ ブナ林ブレンド開発委託業務事業

只見町教育委員会

- ① ユネスコスクール推進事業
- ② 伝統芸能保存推進事業
- ③ 八十里越調査事業
- ④ 民具収蔵庫整備事業（ただみ・モノとくらしのミュージアム）

会津森林管理署南会津支署

- ① 令和4年度カシノナガキクイムシ防除事業
- ② 令和4年度希少野生生物保護管理対策委託事業
- ③ 令和4年度沼の平定点観測
- ④ 地域の高校生を対象とした森林環境教育

南会津地方振興局

- ① 只見ユネスコエコパークごみ持ち帰り運動

福島県南会津農林事務所

- ① 田園環境整備支援事業
- ② 里山林整備事業
- ③ 里山林保全対策事業（カシノナガキクイムシ防除）
- ④ 木とのふれあい創出事業による出前講座

福島県南会津建設事務所

- ・ 入叶津道路改良事業

只見町森林組合

- ・ 里山林整備事業

伊北地区非出資漁業協同組合

- ・ 水産資源維持管理事業

朝日地区区長連絡会

- ・弱者粗大ゴミ収集

朝日婦人会

- ・朝日婦人会 家庭からのエコ活動

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町①

事業名	「只見町の野生動植物を保護する条例」の運用																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	平成26年（2016年）に只見町が制定した「只見町の野生動植物を保護する条例」に基づき、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指します。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月 ～ 令和5年3月																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 只見町野生動植物保護監視員の委嘱（一般町民15名+町職員6名） 只見町役場 HP での情報発信 町内の主要道路、林道へ野生動植物条例を周知する横断幕（6か所）および看板（2か所）の設置 特別採捕許可関係事務（申請4件、許可4件<砂防事業関係など>） 電源開発による蒲生北山地区における浚土工砂置場における野生動植物の保護・保全に関する助言 国道289号の開設にあたっての諸課題に関する町による調査と調査成果の関係者への共有（両生類、猛禽類、在来イワナ調査） 事業等における事前相談対応 (電源開発株式会社：事業予定地におけるユビソヤナギの保全) 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 山野草の盗掘、昆虫ライトトラップの被害報告はなく、条例によって概ねこれらの行為が抑止されていると考えられます。 民間企業などでの事業の実施について野生動植物の保全について事前に相談いただき、事業実施前に野生動植物の保全に配慮の調整ができるようになりつつあります。 本条例がユネスコエコパーク内における野生動植物の保護・保全の実現に寄与していると考えます。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 山野草の盗掘被害やライトトラップについて、条例制定前よりその被害報告件数は減少していますが、引き続き条例の周知に努めるとともに、保護監視員との連携を図っていく必要があります。 公共事業や一般企業での事業において、事後に野生動植物の保全を図るようなケースがあり、事後の保全対策は町および事業者にとって相当な労力とコストがかかるため、条例に基づいた野生動植物の保護・保全の遵守と事前の相談の協力を呼び掛けたいと思います。 外来種が侵入・拡大、あるいは侵入の恐れがある事例があり、対策の必要があります。 																



▲条例を周知する横断幕の設置状況（布沢 癒しの森駐車場）



▲只見 BR 支援委員会委員と蒲生土砂置場における絶滅危惧種の保全状況の確認（5月）



▲国道 289 号八十里越における絶滅危惧種（両生類）の道路横断状況調査（5 月）。擁壁の設置によりサンショウウオの道路侵入は減少したが、生息環境の分断化による個体群存続の影響のモニタリング継続と代替地の検討が必要。

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町②

事業名	「ただみ観察の森」整備事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見ユネスコエコパーク地域内の自然環境や野生生物の実状を理解し、身近に触れて貰うこと、また、その保全を図ることを目的として、「ただみ観察の森」の指定と整備を行います。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年7月 ～ 令和5年11月																
実施内容	<p>整備済み観察の森</p> <p>[ブナ林]…下福井、櫛戸、深沢、坂田、梁取 [クビソヤナギ]…荒井原、杉沢 [ブナあがりこ]…蒲生 [コナラあがりこ]…黒沢</p> <p><指定・整備></p> <ul style="list-style-type: none"> 下福井、梁取は、区に観察路の整備を業務委託。ブナセンター職員も作業に同行し現地確認。 <p><利用></p> <p>利用方針：教育機関の環境教育や視察研修の場などとして利用されるほか、一般の方でも原則、事前にただみ・ブナと川のミュージアム（只見町ブナセンター）において観察の森の利用についての説明を受けたのち入林可能。こうした手続きは、観察の森のオーバーユース（過剰利用）を防ぐほか、観察の森が集落近くにあることから森の利用による住民生活を妨げることなく、自然環境の保全と持続可能な利用を両立させるもの。</p>																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を取りながらの企業研修での利用が再開されました。また、ユネスコスクールに登録されている町内学校でのESD学習の場としてブナセンターと連携した有効活用がより活発化してきました。																
今後の課題と取組	只見町ブナセンターによる観察会や企業研修などでの活用を引き続き行います。アクセスが比較的容易な場所にあるという利点から、学校教育現場でのさらなる有効な活用について周知をしていきたいと思っております。また、一部の観察の森は、集落周辺にあるということから不特定多数の人が入林することは集落との取り決めによりできませんが、ガイド同伴によるエコツアーや農家民泊などのエコツーリズム・グリーンツーリズムでの適切な活用も関係機関と連携して取り組んでいきたいです。																

ただみ観察の森の位置

蒲生ブナあがりこ



黒沢コナラあがりこ



荒井原ヤナギ林



杉沢ヤナギ林



坂田ブナ二次林



榑戸ブナ二次林



下福井ブナ天然林



深沢ブナ二次林



梁取ブナ二次林



令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町③

事業名	巨樹・巨木の保全（ナラ枯れ防除）																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	巨樹・巨木は、地域の自然度の高さを表す指標であり、教育や観光の資源ともなり、その保全を図ることは重要です。只見ユネスコエコパーク域内には、主なものとして全国的にも珍しいあがりこ型樹形のコナラの巨木群が存在します。しかし、ナラ枯れの影響を受けており、一部が枯損被害にあっています。そのため、当該巨木群を保全するため、ナラ枯れ防除を実施します。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年 6月、9月																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年10月、黒沢地区区薪平において、地域創生課ユネスコエコパーク推進係で40本のコナラなどの樹木に新たな殺菌剤と従来の殺菌剤（ウッドキングDASH）の注入作業を行いました。 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 前回（令和2年度）処理木についてほぼ全ての生存が確認でき、かつての人と自然との関係（雪上伐採による新材生産）を伝える歴史的な遺産でもある貴重なコナラ巨木群を保全することができました。当該地域はただみ観察の森にも指定・整備されていることから、引き続き観察会などを通して人と自然との関わりを学ぶ場として活用可能です。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 黒沢地区区薪平の処理木は59本あり、今年度はすべてを処理することができなかつたため、令和5年度の5月ごろに残りの処理木について殺菌剤注入を行います。 ナラ枯れ被害が拡大している梁取地区にある学びの森にもあがりこ型樹形のコナラがあるため、こちらについても令和5年度に殺菌剤注入を行い保全を図ります。 注入作業は、地域創生課ユネスコエコパーク推進係およびブナセンターが実施していますが、コナラ巨木群の特徴やその保全の必要などの理解を深めるため一般町民なども含めた参加型の作業とすることも検討したいと思います。 																



全国的にも珍しいコナラの巨樹・巨木（あがりこ型樹形）
地域住民による過去の薪炭材利用の結果出来上がったもので人と自然との関わりを物語る



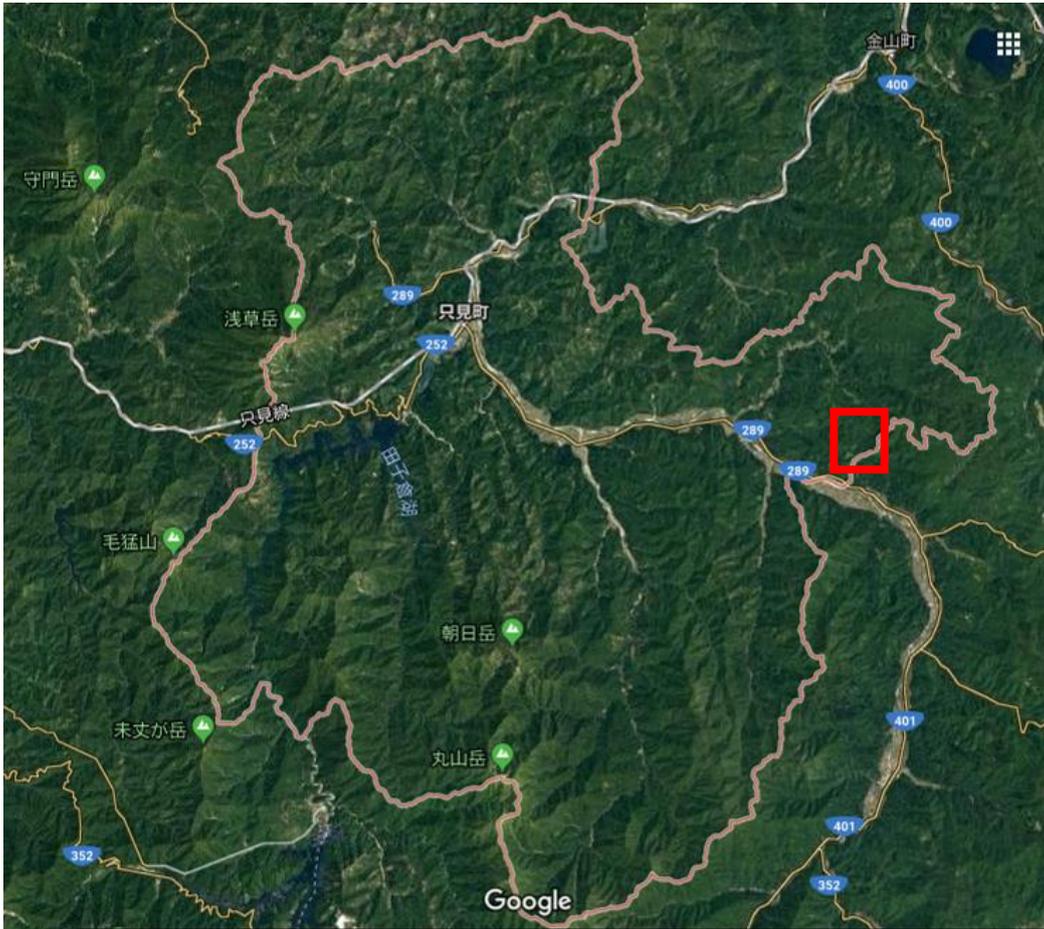
令和4年10月20日実施の殺菌剤注入作業の様子

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

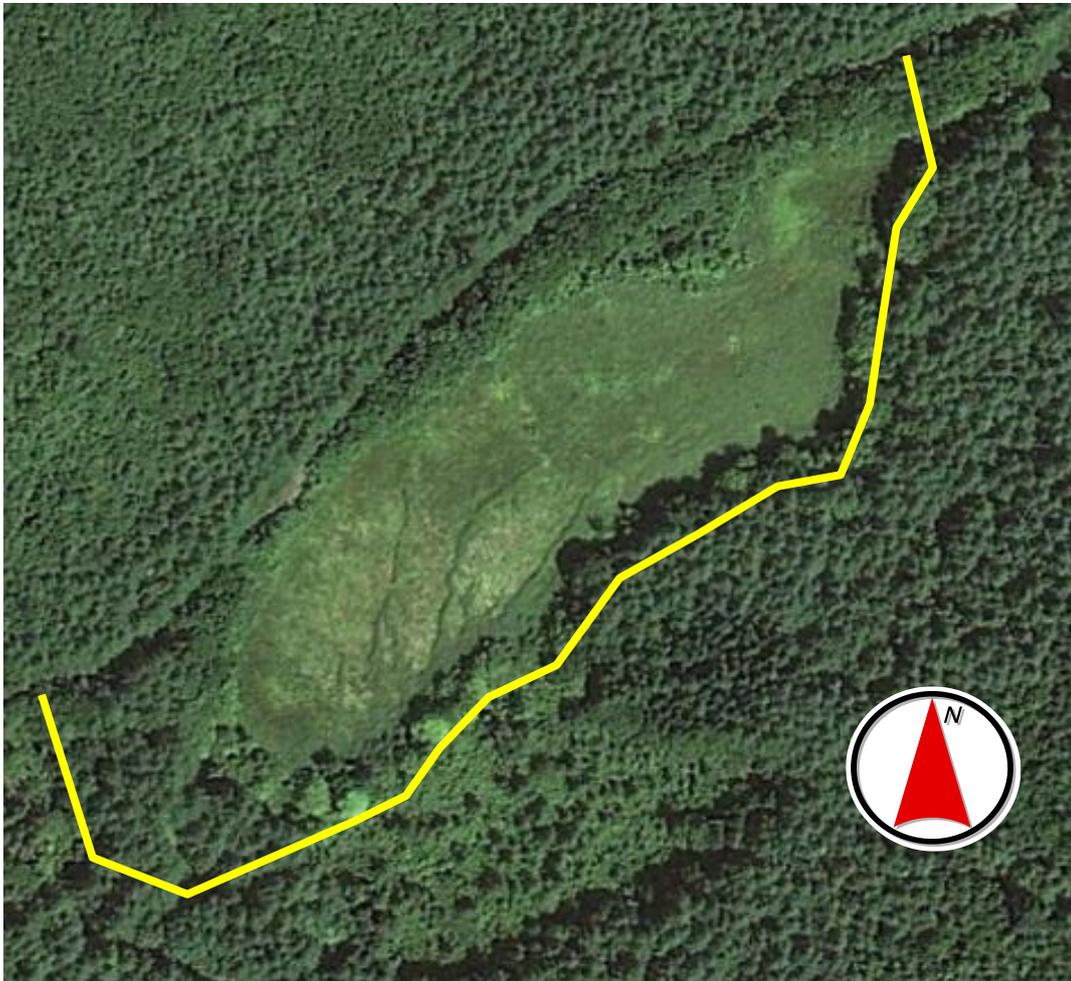
只見町④

事業名	大曾根湿原の保全																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	湿原は、そこに依存的に生育する動植物が存在し、さらには希少種も多く出現し、地域の生物多様性に大きく貢献するものです。只見ユネスコエコパーク内にある大曾根湿原は只見町の天然記念物に指定されていますが、湿原内に設置された木道が不朽し、容易に人が湿原内に踏み込むことができ、さらには、木道が水の流れを遮り湿原植生の衰退を招いている現状がありました。そこで、平成27年度に、木道の撤去（一部）を行い、湿原の保全を図り、さらに、湿原を観察できるように別途周遊道の整備を行っています。今年度も引き続き周遊道の整備・維持を行います。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年7月17日																
実施内容	・ 梁取区に委託契約し、湿原の周囲に周遊道の整備（刈り払い）を行いました。																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	・ 湿原環境に対する直接的な人的な影響は回避できています。一方で、周遊道を利用することで湿原環境を観察できる状況になっています。																
今後の課題と取組	・ 木道の閉鎖、周遊道の設置により、木道を通じた人間の侵入による湿原への悪影響は回避されています。一方で、湿原環境としての植生の衰退（乾燥化）が進んでおり、この背景には、過去（戦後）のに造成された排水路からの水の流出や湿原周辺の樹林化（人工林）が考えられます。根本的な解決は難しいですが、今後も経過を見守り、適宜対策を講じることとします。																

大曾根湿原の位置（赤線枠）



湿原周遊道の整備（黄色線）



令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑤

事業名	「自然首都・只見」学術調査研究助成金事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	「自然首都・只見」のブランド確立のため、科学的評価を行うとともに、住民への学習機会の充実等、研究成果の活用を図ることを目的に、只見町の自然環境や生物多様性の保全・再生・活用に関する基礎研究から応用研究など、町内に存在する事象や課題に関する研究あるいは研究集会を実施する大学、研究機関等を対象として助成を行います。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 5月上旬まで公募した結果、3件の申請あり。 審査の結果、3件の調査研究について助成金を交付決定。 1月29日（日）、只見振興センターにて成果発表会を実施。26名が参加。 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 只見町の自然や生活文化に関する新たな知見の発見 交流人口の増 地域住民への学習機会の充実 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 助成研究者には得られた成果について、学術雑誌、学会などでの発表、プナセンター紀要への掲載を求めています。 																

助成研究テーマと助成研究者一覧

No.	研究テーマ	助成研究者 代表	所 属
1	只見町木ノ根沢におけるゼンマイの分布と生活史	武藤 実緒	横浜国立大学大学院
2	ドローン空撮データによる里山の資源量評価	村上 拓彦	新潟大学
3	トチを食す ―トチと人との関わり―	栗島 義明	明治大学

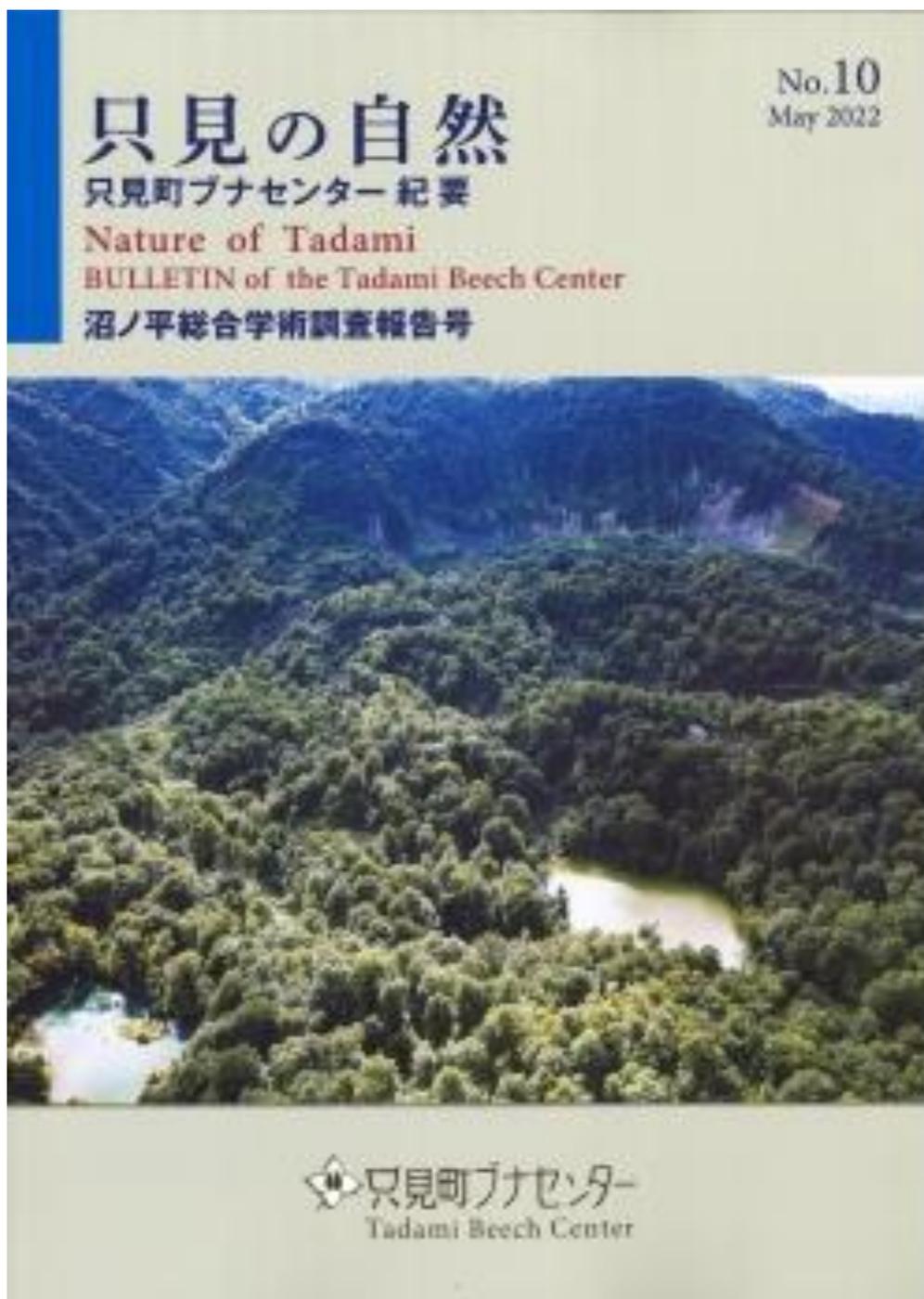


成果発表会の様子

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑥

事業名	沼ノ平総合学術調査報告会																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	浅草岳の北東部に位置する沼ノ平の管理（保護・保全・利用）方針について検討するため、平成29年から令和3年にかけて、自然環境、生物相および生態系について調査してきました。これら成果についての報告会を開催し、ユネスコエコパークの活動を発信します。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年6月7日（火）、会津若松市記者クラブにて、報告会開催を記者会見（只見町長、崎尾均調査団長 出席） 7月2日（土）、只見振興センターにて、報告会を開催。18名が参加。 10月4日（火）、只見町長が林野庁関東森林管理局長を訪問、沼ノ平総合学術調査の成果について報告。 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 4年間の調査を通じて、沼ノ平の自然環境や野生動植物の実態と新たな知見が明らかになりました。こうした成果は、只見ユネスコエコパークの自然環境や生物多様性の豊かさであり、国際自然保護区であるユネスコエコパークとしての価値を示すものです。これら科学的な根拠により沼ノ平の保護・保全・利用の実現に寄与するものと思います。 記者会見、発表会を通じて、ユネスコエコパークの活動を発信できました。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 調査成果を踏まえた沼ノ平の保護・保全・利用の方針について、関係者と協議し、決定したいと考えています。 																



調査成果は、『ブナセンター紀要 No.10「沼ノ平地域総合学術調査報告号」』としてまとめられています。

- 価格：3,000円/192p
- 販売場所：ただみ・ブナと川のミュージアム及びふるさと館田子倉

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑦

事業名	只見町公認自然ガイド育成事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見町は、只見の自然環境や野生生物を案内、解説する町の公認ガイドの育成に努めてきた。認定済みの公認ガイドに対してのフォローアップの研修を行います。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、公認自然ガイドは16名。 ・講座・現地研修（只見町プラザセンターの講座、観察会と合同開催）を行いました。 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ研修により、ガイドのスキルや知識の向上に役立ったと考えます。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度は、資格更新講習の実施年となります。 ・ガイドの高齢化が進む中で、新たなガイドの育成も必要となっています。 																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑧

事業名	在来イワナ分布調査																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見町の在来イワナであるニッコウイワナの保護・保全のため、分布調査を行います。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 町民、アクアマリンふくしまの協力によりイワナの試料（油鱗）を収集。 DNA 解析を只見 BR 支援委員会委員の吉川夏彦氏（国立科学博物館）に依頼予定です。 																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 成果はDNA 解析の結果を待ちたいと思います。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> DNA 解析にあたり、1 河川あたり 10 サンプル程度を取得する必要があるため、サンプル収集に協力いただければと思います。 町内全体での詳細な状況を把握するのは相当の時間を要することが想定されるため、当面は、開通が見込まれる国道 289 号八十里越沿いの叶津川流域での調査をすすめ、開通前の保全のための条件整備のために成果を役立てていきたいと考えます。 																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑨

事業名	令和4年度 里山林保全対策事業（調査・実証事業）																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	カメラトラップ調査法を用いてツキノワグマの生息場所の把握や個体数の推定、クマ剥ぎによる林業被害実態とクマとの関係を明らかにすることを目的としました。また、農林業被害を引き起こす可能性のあるニホンジカやニホンイノシシについても、その生息状況についても調査しました。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 10～11月、只見BRの北東地域（小林地区、坂田地区、布沢地区、梁取地区）に40基のカメラトラップを設置。自動撮影カメラで動画を撮影。 カメラトラップ設置箇所周辺のクマ剥ぎの状況調査 撮影動画内容の確認と解析 																
財源	福島県町里山林保全対策事業費補助金、町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 少なくとも18種の哺乳類が撮影（確認）されました。大型哺乳類では、ニホンジカ（角あり）が最も多く、次いで、ニホンジカ（角なし）、ニホンカモシカ、クマの順に多かったです。 クマは主に集落から離れた奥山地域で確認されました。クマ剥ぎはスギ植栽木のみで確認され、いずれも奥山地域での確認でした。対象地域でのクマ剥ぎ被害は決して多くなく、しかも奥山地域のスギ人工林が被害の中心であったことが明らかになりました。 クマの個体数推定は、個体識別できる映像が少なく、今回は推定することができませんでした。 シカは対象地域のほぼ全域で確認されましたが、シカ剥ぎは確認できない一方で、低木層の広葉樹を採餌する様子が確認されました。 イノシシは、撮影頻度は大型哺乳類中、最も少ないものでした。 <p>※詳細は別添の資料をご参照ください。</p>																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 次年度は、トラップ設置期間を早めることで個体識別できる映像の取得可能性を高め、クマの生態についての情報を蓄積していきたいと考えます。また、クマの行動は、季節や年によって変化するため、次年度以降も継続して調査することで、さらに多くの情報を得られると考えられます。 本事業により、カメラトラップがモニタリング手法として優秀であることも確認できたため、継続して調査することで、クマ以外の野生動物の情報も蓄積し、野生動物と人間の共生のため役立てていきたいです。 																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑩

事業名	「自然首都・只見」伝承産品ブランド化事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	BRの目的でもある持続可能な資源の利活用による地域振興を推進します。 自然との暮らしの中で育まれた地域固有の伝統的な生活・文化は只見町だけの貴重な財産であり、これらを失わせることなく地域経済に生かすことを目的とします。 町内の天然資源や伝統技術を使用した産品を「自然首都・只見」伝承産品としてブランド化し、産品を通じた只見町の生活文化に関する情報の発信、産業発展および地域経済への貢献を図ります。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	1. 只見 BR 活動支援補助金事業でのパッケージ作成等の助成 （※詳しくは、 只見町⑪ を参照） 2. 「自然首都・只見」伝承産品の認証 「自然首都・只見」伝承産品認証制度の実施要綱に基づき、申請内容が認証基準に合致したものを「自然首都・只見」伝承産品として認証する。 3. 「自然首都・只見」伝承産品の販売・PR 活動 町内関連施設での伝承産品の販売、パンフレットの作成・配布、町 HP での PR 等																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承産品の認証件数…34 件 ・ 本事業が、地域資源の活用、伝統技術の継承、新たな地域産品の開発につながっています。 ・ 伝承産品の販売により地域資源の活用および伝統文化に関する情報が発信されました。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伝承産品数の増加 ・ まだ認証を受けていない、只見独自の技、物、食の掘起こし。認証を促すことで、そうした文化の継承を実施します。 ・ 担い手の育成と確保。 ・ すでに認証を受けている品目でも、技術の継承・伝承の観点から、産品を作る方が増えることは好ましいため、認証を促していく。（例：あめ、はちみつ、編み組細工など）また、只見ユネスコエコパーク活動支援補助金を活用して技術伝承などについても推奨していきます。 ・ 産品の背景にある只見の自然環境や天然資源、生産工程、生産技術、生産者などのストーリーの取材とその情報発信 																

「自然首都・只見」伝承産品一覧（令和5年3月現在）

NO.	産品名	事業者名	代表者 職氏名
1	とうすけじいのはちみつ(トチ)		三瓶 藤助
2	凍み大根		菊地 リツ
3	手紡ぎぜんまい綿毛糸のコースター	風光舎	代表 熊倉 彰
4	奥会津「明和」の手作り民芸品	明和民芸品保存会	会長 齋藤 文良
5	みんなで作ったはげかけ米	(株)RISESAPUR	代表取締役 目黒 大輔
6	泉太のどぶろく(ブナの泉、ブナの雫)		佐藤 泉太
7	かじご焼き炭の消臭剤	只見町役場地域創生課	課長 目黒 康弘
8	あめ	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
9	こくわジャム	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
10	くろもじの楊枝と箸		目黒 吉助
11	トキあねの干しわらび		佐藤 恒雄
12	ぜんまい綿毛のコースター	つむぎや ikuko	原田 郁子
13	会津只見のつる細工	只見民芸品保存会	会長 目黒 勉
14	あめ	とちぼっこ	目黒 美樹
15	またたび細工、ヒロロ細工	またたび屋	代表 酒井 勝子
16	只見の木工製品	矢沢工芸	矢沢 純也
17	～ただみの森から～手染ぶなの葉 (手ぬぐい、巾着袋、トートバック等)	ぶないろくらぶ	代表 本多 一恵
18	ぜんまい綿毛糸の製品(名刺入れ、小物、マフラー、半幅帯)	風光舎	代表 熊倉 彰
19	只見の純朴小盆	深沢木工	三瓶 庄介
20	とうすけじいのはちみつ(クリ)		三瓶 藤助
21	じゅうねん油	(株)げんき村	代表取締役 藤田 力
22	秘伝 青豆みそ	目黒麴店	目黒 繁夫
23	ククサカップ	ズック	原田 秀司
24	まるごと山なしジャム	会津産業(株)	代表取締役 須佐 金子
25	赤石(鉄石英)のアクセサリ	ピ・ピリカ	三瓶 彰治
26	布沢の森のはちみつ「オオバポダイジュ」		小林 長美
27	布沢の森のはちみつ 「オオウラジロノキと春に咲く木の花」		小林 長美
28	只見の手毬	ちよの会	代表 渡部 ヨリ子
29	泉太のどぶろく「ブナの煌」		佐藤 泉太
30	泉太のどぶろくカップ呑みくらべ		佐藤 泉太
31	布沢の森のはちみつ「ハリギリ」		小林 長美
32	只見の純木皿		三瓶 庄介
33	只見の手毬(ネックレス、結ゴム、置物)	ちよの会	代表 渡部 ヨリ子
34	じゅうねん巻き(甘口・辛口)	(株)げんき村	代表取締役 藤田 力

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑪

事業名	只見ユネスコエコパーク活動支援補助金交付事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	人間と自然との共生を実践するユネスコエコパークのまちづくりを推進するため、只見地域の自然環境、生物多様性の保護・保全とそれらを拠り所とした地域の伝統産業、生活・文化の継承、発展に資する活動等に対して支援する。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年度内																
実施内容	<p>対象者：「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現に資する活動に取り組む只見町内の個人、生産組合、団体、法人、集落等</p> <p>補助額：30万円（※3年の期間につき、1事業主体あたりの上限額）</p> <p>補助率：事業費の10/10以内</p> <p>事業種目：①自然環境、野生動植物の保護・保全事業 ②教育・人材育成事業 ③持続可能な地域社会経済の発展事業 ④「自然首都・只見」伝承産品ブランド化支援事業 ⑤その他</p> <p>募集案内：おしらせばん、只見町ホームページ、只見町ユネスコエコパークホームページ</p>																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	<p>・「只見ユネスコエコパーク管理運営計画」及び「只見ユネスコエコパーク推進のための行動計画」の実現へ寄与した。</p> <p>・持続可能な地域社会経済の発展事業…1件申請1件助成 ※3月現在 （「只見の仕事着伝承事業」）伝統的な仕事着を復活し、継承と型紙作製を進めている。</p> <p>・教育・人材育成事業…1件申請1件助成 ※3月現在 （「自然と地域の関わりを考えたい大学生のためのスタディツアーin只見」） 自然と人との共生に関心のある学生と只見町との交流人口の増加に寄与した。</p>																
今後の課題と取組	助成事業の周知をするとともに、事業の掘り起こしをすることで、ユネスコエコパーク活動への参画の意識を醸成したい。																

教育・人材育成事業「自然と地域の関わりを考えたい大学生のためのスタディツアーin 只見」
活動写真



令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町⑫

事業名	ブナ林ブレンド開発委託業務事業																
ユネスコエコパークの3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見町は、豪雪地帯を代表する森林植生であるブナ林が広がり、このブナ林を活用し、「自然首都・只見」のブランド化を推進してきました。さらにブナ林を活用した地域活性化が望まれる中で、只見町のブナ林に生育する植物種について、その機能性に着目しつつ、植物体（葉、枝など）を使用したブナ林ブレンドを開発し、これが様々な食品等で活用されることを目的とする。																
関係する持続可能な開発目標(SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日																
実施内容	・新新潟大学教育学部 山口智子 准教授 研究室へ以下の内容について業務委託し、実施。 （1）只見町内のブナ林に生育する植物種の機能性についての成分調査 （2）ブナ林に生育する植物種を利用したブナ林ブレンドの開発 町民参加のワークショップを3回実施（6/28、9/26、2/6） 2/11、ふるさと雪まつりにてブナ林ブレンドの樹木茶の試飲ブースを設け、アンケートを実施するとともに、活動のPRを行いました。																
財源	町一般財源																
事業によって得られた成果	ポリフェノール等の機能性成分を含む只見町に生育する樹木種の枝や葉のブレンドを使ったいくつかの商品が町民により試作された（クッキー、スパイス、樹木茶、パン、ジン、など）。 商品化に向けての課題を町民とともに検討することができた。																
今後の課題と取組	年度の結果や収集したデータをもとに、今後の商品化、販売に向けて取り組む。																

ブナ林ブレンド開発WS

○只見町ブナ林ブレンドのブレンド候補となる樹種

- ・ブナ
- ・オオバクロモジ
- ・キブシ



○ワークショップの様子



○ブナ林ブレンド茶の試飲



○試作品

- ・オオバクロモジの生葉からおこした酵母を使ったパン



- ・アブラチャンの乾燥葉パウダー



- ・樹木葉パウダーを混ぜ込んだ風味塩と地元食材の試食



- ・ブナ林樹木のブレンドで試作されたジン（漬け酒）



- ・樹木葉パウダーを練り込んだきなこ棒
- ・樹木葉パウダーを練り込んだクッキー
- ・ブナの実のあめ漬け



※試作品は全て掲載しておりません。今後も商品化に向けて活動していきます。

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会①

事業名	ユネスコスクール推進事業																
ユネスコエコパークの3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	ユネスコスクールである町内小中学校の教育活動とユネスコエコパーク関連事業との連携を図ることで、只見の自然環境とそれを拠り所にした只見の伝統文化、歴史、産業を生かした町づくりなどに目を向け、世界平和と文化的な発展に寄与する人材の育成を図る。																
関係する持続可能な開発目標(SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日																
実施内容	<教育委員会およびESD推進委員会の取組> ○ パンフレット作成(改訂版) (6月発行) ESDグランドデザイン・SDGsとの関連・各小中学校の取組についてまとめたパンフレットを作成。 各校教職員、町内全戸に配布。各種会議、研修、発表会等において、町外SDGs・ESD関係団体および教育関係者等に配布 ○ ESDパートナー企業・団体との連携 ESDパートナー企業・団体を締結。締結式を令和4年10月25日開催。企業と学校とのコーディネートを行い、学校のESDに対して企業側に協力をしてもらったり、企業側のESD(SDGs)の取組を支援したりする。今年度は、只見町内小中学校ESD地域成果発表会にて、只見町建設業協会、(株)東邦銀行只見支店が発表。県の取組であるSDGsアワードにて紹介。建設業新聞でも取り上げていただいている。 ○ ESD勉強会の実施 只見中学校において、中学生および小学5～6年生、地域住民を対象としてESD勉強会を開催。 「地球のステージ」～国境を越えて～ NPO法人地球のステージ代表理事 桑山紀彦氏 ○ 町民向けESD講座の開催 一般町民・企業・団体向けのESD講座を年4回開催。 第1回 令和4年7月7日(木) SDGsの基本理念を知ろう 第2回 令和4年8月4日(木) SDGsの取組事例を知ろう 第3回 令和4年10月6日(木) SDGsカードゲームを体験しよう 第4回 令和5年2月25日(土) SDGsのために行動しよう ○ ESDに係るアンケートの実施 町立小学校3年生以上児童、只見中学校全生徒に意識調査を実施し、集計。																

<p>○ ESD推進委員会定例会の開催 各校校長、教育委員会で、ESD推進委員会を設置。 ESDの全体的な事業の計画について話し合う。</p> <p>第1回 令和4年2月21日(木) 設置要綱、役員選出、令和4年度事業案について など</p> <p>第2回 令和4年8月26日(金) ESD勉強会、ESD公開等の各種行事について など</p> <p>第3回 令和5年1月20日(金) 地域成果発表会、アンケート結果、次年度計画について など</p> <p>○ ESD推進協議会の開催 各校実務者や他教職員を対象に、事業進捗状況の確認や研修会、次年度の授業実施に向けたブナセンターとの協議等を行う。</p> <p>第1回 令和4年5月24日(火) 令和4年度研究計画について(各校から) 指導助言者：宮城教育大学教育学部国際教育領域 教授 市瀬智紀氏</p> <p>第2回 令和4年6月29日(水) 講義「ESDの重要性と進める際のポイント」 指導助言者：宮城教育大学教育学部国際教育領域 教授 市瀬智紀氏</p> <p>第3回 令和4年12月8日(木) 次年度の各校の計画とブナセンターとの連携について</p> <p>○ ESD公開授業研究会 11月18日(金) 明和小学校 「学び続けながら 自立への歩みを進めていく子どもの育成」 ～教科等横断的な見方・考え方で深い学びへと導くESD～ 公開授業 第3・4学年 只見町の自然とエコパーク 第5・6学年 只見町の未来のために～八十里越の過去から未来へ～ 講演 「学校と地域が協働で創り上げる只見町 ESD/SDGsの今後に向けて」 宮城教育大学教育学部国際教育領域 教授 市瀬智紀氏</p> <p>○ 只見町内小中学校 ESD 地域成果発表会 2/22 町内小中学校、パートナー企業・団体 各小中学校のESDの学びについて、成果を発表。パートナー企業からSDGs実践の発表。</p> <p><小中学校の取組></p> <p>○ 只見小学校 「ふるさと只見、そして日本の未来を拓くたくましい子どもの育成～生活科、総合的な学習の時間に生かすために、各教科の見方・考え方を働かせながら根拠をもとに表現できる子供の育成～」をテーマとし、ふるさと只見を愛し、只見の未来の担い手として、地球規模に物事を考える視点をもち、各教科の見方・考え方を働かせながら根拠をもとに表現できる児童の育成を図った。低学年では、自然豊かな只見の四季について調べた。中学年では只見の水や海と関連付けながらユネスコエコパークについて学んだ。高学年では、農業体験や田子倉湖散策等をもとに、只見町の産業の持続可能性について考えた。</p> <p>○ 朝日小学校</p>

	<p>「つながりの中で育む「只見愛」～未来へ向かって行動できる子供の育成～」をテーマとし、児童の主体性を高めるためのファシリテーション型授業と単元構想の工夫を行った。高学年では、気候変動や海洋の問題、町の現状を関連付けた学習を進め、昨年度の学習で行ったワンステップアクションをさらに深化させたワンステップアクションDXを進め、児童が主体となり環境を守るための取組を進め、発信をした。</p> <p>○ 明和小学校</p> <p>「学び続けながら自立へと歩みを進めていく子どもの育成～教科横断的な見方で深い学びへと導くE S D・海洋教育～」をテーマとし、地域素材の教材化や学びが持続する問いの設定、ルーブリック評価の活用などに取り組んだ。低学年では身の回りの自然や人のよさを体感し、愛着をもてる授業を展開した。中学年では、エコパークについて学び、自然との共生のために自分たちにできることを考えた。高学年では、八十里越について学び、他地域とのつながりや今後の町の取組について考えた。</p> <p>○ 只見中学校</p> <p>「自然首都只見からの発信～中学生と共に学び持続可能な社会をつくるための取組～」をテーマとし、総合的な学習の時間を中心に、地域と共に学ぶ生徒の育成を念頭にE S Dに取り組んだ。SDG sの達成を目指した短期プロジェクト学習を進めるとともに、今年度、長期目線で教科横断的なカリキュラム作成に取り組んだ。昨年度に引き続き、新聞紙レジ袋づくりやブナ材を活用したSDG s バッジづくり、ペットフリーマンデー（月曜日はペットボトル飲料を飲まない取組）などに取り組むとともに、町の取組について学び、生徒自身が第8次只見町振興計画を提案できるように考えてきた。</p> <p>○ 全小中学校での取り組み</p> <p>学習の成果を、気仙沼市・洋野町と合同で開催した子どもサミット（オンライン）や、町内で開催された地域成果発表会において発信した。子ども達の学びやE S Dの成果について、町内外に広く周知し、ユネスコエコパークの推進や持続可能な開発についての住民の意識向上にも貢献した。</p> <p><その他></p> <p>○ 海洋教育こどもサミット in 東北（オンライン） 11月25日 只見町・岩手県洋野町・宮城県気仙沼市等の小中高校生が学びについて発表。</p> <p>○ 第14回ユネスコスクール全国大会（令和5年1月22日）にて只見町の取組を発表。</p> <p>○ E S D/ユネスコスクール・東北コンソーシアム 第1回SDG s セミナー（令和4年8月6日）にて、只見町の取組を発表。</p> <p>○ ふくしまSDG s 推進プラットフォームに只見町教育委員会として登録 SDG s アワード等での町の取組の発信</p>
財源	町一般財源 他
事業によって得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> ・只見愛をもち地域を支える人材、地域文化を継承していく人材の育成。全国学力・学習状況調査「自分には、良いところがあると思いますか」の設問で、小学校95%（全国・県はどちらも約80%）、中学校96%（全国・県はどちらも約75%）が肯定的な回答であった。 ・地球規模の広い視野で地域を見つめ直し、そのよさと課題を考え、よりよい未来の創造のために実行する力をもった人材の育成。全国学力・学習状況調査「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることはありますか。」の設問で、小学校84%（全国・県は

	<p>50～55%)、中学校80%(全国・県は40～45%)が肯定的な回答であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットの作成により小中学校や教育委員会の取組を紹介したり、SDGs講座など社会教育での講座を実施したりすることで、ユネスコエコパークや持続可能な開発に対する、住民意識の向上を図ることができた。 ・これまでの取組とSDGsとの具体的な関連性を明確にし、目標や学習意図を明確にすることで、教育効果の向上が図られた。
<p>今後の課題と取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの継続実施により、事業の効果や課題について把握していくこと。 ・ユネスコ関連団体とのさらなる連携を通して、横のネットワークを構築していくこと。 ・住民意識がまだまだ低い。周知の仕方、実施の仕方に課題があるのかもしれないが、SDGsの講座や講演会、小中学校の発表会等に、地域住民、行政関係者はもっと参加してほしい。

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会②

事業名	伝統芸能保存推進事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見地域には、その歴史的、文化的背景を持って生まれた様々な伝統芸能が存在したが、近代化と過疎化の流れの中で、その多くは失われてきた。その中で、小林の早乙女踊りや梁取の太々神楽は現在も引き継がれており、後継者の育成を通じ、確実に次世代に継承する必要がある。それら伝統芸能の後継者育成を進める。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年12月 ～ 令和5年3月																
実施内容	<p>明和小学校</p> <p>1・2年生 15名 「大倉八木節」の所作を学ぶ 令和5年2月10日</p> <p>3年生 9名 「小林早乙女踊」について学ぶ 令和5年1月18日・25日 令和5年2月1日・8日 3月3日練習予定</p> <p>4年生 4名 「梁取神楽」について学ぶ 令和5年1月17日・24日・31日 令和5年2月7日 3月7日（午前）練習予定</p> <p>令和5年2月24日（金）明和小学校にて芸能発表会を予定していたが、延期となり3月7日（火）に実施予定。</p>																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	伝統芸能を子どもたちに伝えることで、後継者の育成が確実になされている。																
今後の課題と取組	各小学校でも地域の特色を生かした継承活動ができるように検討したい。また、伝統芸能の調査については、今後の課題である。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会③

事業名	八十里越調査事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	越後と会津を結ぶ重要な幹線道路であった八十里越は、貴重な財源である歴史と文化を未来へつなぐ必要がある。新潟県三条市、魚沼市と連携し、八十里越を国指定文化財として登録する。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日																
実施内容	①八十里越の調査（場所：新道） <ul style="list-style-type: none"> ・木ノ根峠 現地調査（只見町） 令和4年9月7日 ・木ノ根峠 現地調査（只見町・会津森林管理署南会津支署） 令和4年10月4日 ・文化庁現地視察 空堀～木ノ根峠 令和4年10月12日～14日 （文化庁・八十里越調査保存整備委員・新潟県・福島県・三条市・魚沼市） ・八十里越測量調査（大麻平～木ノ根峠間 0.9km） 令和4年9月7日～令和5年2月28日 ・八十里越遺構調査（県境付近の路面調査を実施） 令和4年10月1日～10月31日 ②八十里越リレー講演会の開催（場所：三条市） <ul style="list-style-type: none"> ・『歩き・み・ふれる歴史の道』 令和4年10月23日 ※ 主催：三条市 共催：魚沼市・魚沼市教育委員会・只見町・只見町教育委員会 ③八十里越調査保存整備活用委員会及び担当者会議等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・2市1町（三条市・魚沼市・只見町）オンライン会議及び対面 令和4年4月12日 7月26日 9月22日 令和5年2月27日 ・文化庁協議オンライン会議 令和4年5月11日 （文化庁・八十里越調査保存整備委員・新潟県・福島県・三条市・魚沼市・只見町） ・八十里越調査保存整備委員会 令和4年12月15日～16日 令和5年3月16日 開催予定 （文化庁・八十里越調査保存整備委員・新潟県・福島県・三条市・魚沼市・只見町） ④歴史の道八十里越総合計画の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・歴史の道八十里越総合計画策定業務委託 期間：令和4年10月21日～令和5年3月27日 ・総合計画策定業務に係る現地調査 木ノ根峠～大麻平 令和4年10月28日 																
財源	国庫補助金・町一般財源																

事業によって 得られた成果	三条市・魚沼市・只見町が国指定に向けて連携し事業を実施。八十里越を調査し、適切な整備・適切な活用をすることで、文化財が保存・継承される。また、国指定史跡に指定されることにより、交流人口の増加が見込まれる。
今後の課題と取組	次年度も国庫補助を活用し、遺構調査・測量調査を実施予定。三条市・魚沼市と連携し、国指定史跡を目指す。

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町教育委員会④

事業名	民具収蔵庫整備事業（ただみ・モノとくらしのミュージアム）																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	国指定有形民俗文化財『会津只見の生産用具と仕事着コレクション』2333点を収蔵展示するための施設整備と併せて、会津只見考古館と一体的に改修し、展示する博物館「ただみ・モノとくらしのミュージアム」を整備する。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日																
実施内容	展示事業関係 ①ただみ・モノとくらしのミュージアム開館記念式典 期 日：令和4年7月22日 ②ただみ・モノとくらしのミュージアム開館記念展 「会津只見は民具がいっぱい！1万点」－国指定民具の大公開－ 期 間：令和4年7月22日～11月3日 ③ただみ・モノとくらしのミュージアム開館記念講演会 「人類文化のゆくえ－民具が語るもの－」 期 日：令和4年8月20日 ④ただみ・モノとくらしのミュージアム第1回テーマ展「ただみ・冬のくらし」 期 間：令和5年1月31日～5月28日 ⑤ただみ・モノとくらしのミュージアム運営協議会 ・第1回 令和4年5月16日 ・第2回 令和4年7月2日 ・第3回 令和4年12月2日 運営概要 ただみ・モノとくらしのミュージアムは、地域の歴史や伝統文化を伝え、文化の振興を図ることを目的とする。展示の充実を図ると共に、生涯学習の発表の場とするなど、公民館の生涯学習活動との連携を図りながら地域の文化振興を推進する。																
財源	町一般財源																
事業によって 得られた成果	ただみ・モノとくらしのミュージアムが開館し、只見町の貴重な文化財が保存、活用がなされている。只見町の歴史や民俗、文化などの理解だけでなく、マルシェや文化団体の地域の活動拠点として活用されている。																
今後の課題と取組	展示の充実及び地域連携、文化団体の連携し、文化振興の活動拠点として積極的に取り組む必要がある。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署①

事業名	令和4年度カシノナガキクイムシ防除事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見町の民有林を中心に発生しているナラ枯れ被害の拡大を防ぐ。																
関係する持続可能な 開発目標 (SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年6月9日 ~ 令和4年10月6日																
実施内容	ナラ枯れ対策の一環として、只見町役場、南会津農林事務所と連携し、国有林内と民有林内にナラ枯れの原因であるカシノナガキクイムシを誘引するためのおとり丸太とフェロモン材を設置し、誘引されたカシノナガキクイムシを燻蒸処理により捕殺を行った。令和4年度は設置箇所を2箇所増設した。																
財源	国有林野事業費																
事業によって 得られた成果	カシノナガキクイムシの誘因・燻蒸できたことにより、ナラの枯死被害を軽減した。																
今後の課題と取組	おとり丸太でナラ枯れの被害の軽減を図っているが、被害状況は一進一退なので、引き続きおとり丸太による誘引捕殺を実施していく。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署②

事業名	令和4年度希少野生生物保護管理対策委託事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	希少野生動植物種である猛禽類の生息環境の保全																
関係する持続可能な 開発目標 (SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年9月9日～令和4年9月28日																
実施内容	猛禽類等の生態や調査に知見を有する団体に、南会津地区の国有林内に生息する猛禽類を対象とした調査を委託し、生息状況や繁殖状況等を把握し、国有林野事業の実施内容に反映させる。																
財源	国有林野内治山事業費ほか																
事業によって 得られた成果	生物多様性に配慮した森林整備や災害防止事業を計画するための情報が得られた。																
今後の課題と取組	令和5年度も引き続き調査を実施する予定。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署③

事業名	令和4年度沼の平定点観測																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	地滑り地である沼の平における地形の変化を毎年観測し、必要に応じ事業計画に反映させる。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年7月6日、11月2日																
実施内容	令和4年度は7月と11月に、南会津支署と只見町の担当職員及び地域住民が沼の平の現地確認を行い、地すべりの状況等を観測した。また、年度末に、地域の関係者と今年度の観測結果とこの後の方針について情報共有を行う。																
財源	国有林野内治山事業費ほか																
事業によって 得られた成果	沼の平地域の保全と利用、災害防止について、地域関係者と現状の認識や今後の事業の計画等について共有が図られた。																
今後の課題と取組	令和5年度も引き続き、只見町、地域住民及び南会津支署で現地確認を行いたい。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

会津森林管理署南会津支署④

事業名	地域の高校生を対象とした森林環境教育																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	地域の高校生に森林や林業について学習する機会を提供する。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年7月26日																
実施内容	南会津高校の生徒を対象に、森林・林業について体験する森林教室を実施した。只見町内の国有林で間伐体験や「恵みの森」での自然散策を実施した。																
財源	国有林野内治山事業費ほか																
事業によって 得られた成果	地域の森林の魅力や林業について理解を深めてもらった。																
今後の課題と取組	地域の関係者の協力を得ながら森林・林業について学習する機会を若い世代に提供することで、関心をもってもらい、地域の森林の保全や利用に取り組む人材の育成に貢献する。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津地方振興局①

事業名	只見ユネスコエコパークごみ持ち帰り運動																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	只見ユネスコエコパークの利用者が広く環境保全について関心と理解を深め、自ら積極的に環境保全に関する活動を行う意欲を高める。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年6月12日～令和4年6月26日																
実施内容	6月12日に会津朝日岳、26日に浅草岳にて、それぞれの山開きに合わせて、入山者に対し啓発グッズとともにごみ袋を配布し、ごみの持ち帰りを呼びかけた。																
財源																	
事業によって 得られた成果	只見ユネスコエコパークの利用者に対し、自然環境保全についての関心を高めることができた。																
今後の課題と取組	今後も引き続き本事業を継続していきたい。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津農林事務所①

事業名	田園環境整備支援事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	農業用排水施設の老朽化が著しく、破損や漏水が生じており、維持管理に多大な労力を費やしている農耕及び居住地域について、動植物の現状等について現地調査し、今後の改修事業に際して自然環境や生物に配慮した設計や施工に反映させる。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年9月 ～ 令和5年2月																
実施内容	令和4年9月22日に、「移行地域」内の塩ノ原、二軒在家、坂田、福井において、事業化を予定しており、生き物の生息が想定される代表的な箇所について、環境アドバイザー2名（※1）、町及び農林事務所職員による合同現地調査を実施。 さらに令和5年2月13日開催の福島県農村整備環境技術検討会（※2）に調査結果を報告すると共に、今後事業実施に際して講ずべき工法や配慮すべき取組について助言・指導を受けた。 ※1 町推薦による渡部理一、中野陽介氏（両名とも「農村環境」が専門分野） ※2 県が委嘱する有識者6名からなる委員会																
財源	県単費																
事業によって 得られた成果	現地調査では複数の動植物を確認したことから、事業化の際は水路流速の抑制や日陰の確保等、その他希少種が確認された場合は、その種の生態に合わせた工法によるよう助言を得た。																
今後の課題と取組	環境アドバイザー及び環境技術検討委員の指導・助言を踏まえ、実施設計に反映させると共に事業実施時は環境に配慮しながら施工の予定。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津農林事務所②

事業名	里山林整備事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	里山林において地域住民が行う、野生動物の生息域との間の緩衝帯整備や危険な枯損木等の整理に支援を行い、野生動物との共生及び住民参加の森林づくりを推進する。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月 ～ 令和5年3月																
実施内容	只見町内の16行政区等において、約32haの緩衝帯整備と、地域住民等による里山林保全に関する意識醸成活動に支援を行った。																
財源	福島県森林環境基金																
事業によって 得られた成果	行政区長等を中心に地域住民が主体となり、里山林の整備が計画的に実施され、また、緩衝帯等の整備は地元の林業事業体と連携することで安全かつ効果的に行われており、自然環境と生物多様性の保護に寄与している。																
今後の課題と取組	地域住民等の要望等を聞きながら、引き続き整備が必要な箇所を支援する予定。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津農林事務所③

事業名	里山林保全対策事業（カシノナガキクイムシ防除）																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	里山林における野生動物や森林病虫害の被害の実態把握、防除技術の実証・普及、被害防止のための森林整備などを行い、里山林の環境を整え、住民の森林づくりへの意識醸成を図る。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年6月 ～ 令和4年11月																
実施内容	<p>県は、只見町が行う以下の取組に補助を行うとともに、山形大学や会津森林管理署南会津支署等と連携して、防除技術の検証を行った。</p> <p>「奥会津ただみの森キャンプ場」周辺及び只見町の安全管理上対策が必要な被害箇所において、おとり丸太を使ったカシノナガキクイムシの誘引捕殺の防除法により被害拡大の防止を図った。</p>																
財源	福島県森林環境基金																
事業によって 得られた成果	カシノナガキクイムシの生息密度が高く、地形等の要因により被害木の伐倒駆除が困難な地域において、森林の生態系の保護を確保しながらから、被害のまん延防止を図っている。																
今後の課題と取組	被害量の調査や防除効果を検証しながら、引き続き必要な対策を支援する予定。																

令和3年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

南会津農林事務所④

事業名	木とのふれあい創出事業による出前講座																
ユネスコエコパークの3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展																
事業目的	子供達が森林の大切さや木材に対する理解の向上を図ることを目的に、小・中学校を対象に木工工作等資材の提供及び出前講座を開催する。																
関係する持続可能な開発目標(SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月 ~ 令和4年11月																
実施内容	南会津農林事務所職員と福島県もりの案内人が只見小学校を対象に木工工作体験の出前講座を実施した。 実施日 令和4年11月24日 児童数 3・4年生 9人 内容 木材の端材のみを使用して児童それぞれが自由な発想で工作した。																
財源	福島県森林環境基金																
事業によって得られた成果	森林から生まれる恵みや木のぬくもりに触れる機会を設け、木材の持つ特性への興味やものづくりの楽しさを体験することにより、森林への親しみが深まる。																
今後の課題と取組	学校の意向を確認しながら、引き続き実施する予定。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

福島県南会津建設事務所

事業名	入叶津道路改良事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	八十里越道路（入叶津道路）は、一般車両が通行出来ない交通不能区間の解消を図ることを目的として、国土交通省・新潟県・福島県共同で、延長20.8kmの道路改良事業を進めている。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	昭和48年度 ～ 2020年代																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の保全 哺乳類、爬虫類及び両生類等の動植物の生息及び生育状況を把握するための調査を複数年かけて行い、その結果を踏まえて、事業による環境影響の回避または低減を図っています。 動物が道路上を横断することによるロードキルを低減させるため、道路の下に動物の通路（アンダーパス）を整備し、その利用状況についてモニタリングしています。 爬虫類及び両生類等についても、道路上を横断することによるロードキルを低減するため、側溝から道路側への侵入防止対策を実施しています。令和4年度は、侵入防止対策の効果を確認するために利用状況をモニタリングしました。 猛禽類との共生を目指した道路整備 工事中は、モニタリング調査を継続し、猛禽類の営巣及び繁殖状況を確認しながら、猛禽類に配慮して施工を実施しています。 ※希少種の生息情報については、福島県情報公開条例等に基づき、控えさせていただきます。 																
財源																	
事業によって 得られた成果	<ul style="list-style-type: none"> 現地調査を適切に行い、得られたデータを踏まえて生態系に配慮しながら事業を進めることにより、生態系に与える環境影響の低減が図られたと考えます。 																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> 工事中は、モニタリング調査を継続し、猛禽類の営巣及び繁殖状況を確認しながら、猛禽類に配慮して施工を実施していきます。 																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

只見町森林組合

事業名	里山林整備事業																
ユネスコエコパークの3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で活用した地域社会経済の発展																
事業目的	「人間社会と自然の共生」に資するため、持続可能な森林管理・集落社会の安定を図る必要がある。そのために居住地と接する荒廃の進む里山整備を実施し、野生動物の生息地を遠ざけ、人的危害防止を図る事業を実施する。																
関係する持続可能な開発目標(SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年6月 ～ 令和4年12月23日																
実施内容	福島県里山林整備事業補助金交付要領に基づき集落区長からの要望を受け事業を実施する。																
財源	福島県森林環境基金																
事業によって得られた成果	①野生動物の生態・習性を学び、住民の生活圏を確保する手段を学び実践することができる。(棲み分け) ②居住地の里山環境を整備することによって、住・水・食環境が確保できる。(見通し、見晴らし改善) ③住環境の改善により、里山の野生動物等の活用が促進される。(山野資源活用拡大) ④気象変動による突発性豪雨被害の軽減を図ることができる。(植生改善：従来の里山回帰)																
今後の課題と取組	課題：地権者の同意が前提になり事業は推進される。 ※集落区長等の理解が得られ、総合的に人の生活圏と野生動物の棲み分けを図られた。農地等の進入減少となり、農作物の被害は軽減された。里山がきれいになり喜ばれている。																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

伊北地区非出資漁業協同組合

事業名	水産資源維持管理事業																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	魚族の保護と多様な活用を図りながら水産業の振興を図る																
関係する持続可能な 開発目標 (SDGs)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日(予定)																
実施内容	1) イワナ・ヤマメの放流による魚族生態系の保全(11月) 2) ワカサギの増殖事業による魚族生態系の保全(6月) 3) カワウ駆除による魚族生態系の保全(6月—11月) 4) ブラックバスの駆除による魚族生態系の保全(6月—9月) 5) 河川清掃・魚道管理による魚族生存環境の改善・維持(4月—11月) 6) 魚類調査に漁協役員が同行(電源開発株式会社様発注事業)(3回/年)																
財源	自主財源、只見町補助、漁業組合連合会補助																
事業によって 得られた成果	魚族の保護・保全による個体数の増殖 河川環境の向上 河川環境の状況把握																
今後の課題と取組	釣り客の減少→釣券オンライン販売、釣り客協力による監視員体制(案)を試案 川魚の食離れ→ワカサギの真空パックをオンライン販売 外来魚対策→電気ショッカーでは効果がなかったため、令和5年度に釣りによる外来魚駆除イベントを実施計画中 カワウ駆除→令和4年度に漁協役員と職員が狩猟免許を取得、定期的な駆除を実施																

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

朝日地区区長連絡会

事業名	弱者粗大ゴミ収集																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	老人等の弱者に対し、粗大ゴミ収集のお手伝いをする。																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間																	
実施内容	黒谷区の役員が 黒谷区の弱者（老人等）に対し、 粗大ゴミ収集日に（回覧板で告知） 自宅に収集に行く																
財源	ボランティア																
事業によって 得られた成果																	
今後の課題と取組																	

令和4年度 ユネスコエコパークへの取り組みについて

朝日婦人会

事業名	朝日婦人会 家庭からのエコ活動																
ユネスコエコパーク の3つの目標	①自然環境、生物多様性の保護・保全 ②学術調査研究、人材育成 ③地域資源を持続可能な形で利活用した地域社会経済の発展																
事業目的	家庭からのエコ活動で自然環境の保護・保全に取り組む																
関係する持続可能な 開発目標（SDGs）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
実施期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日																
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 婦人会総会資料・文集などで会員に呼びかけをする。 ・ 各家庭の中で、健康に生活でき、活動できるように衣・食・住の面で努めていく。 ・ 家庭の中でリサイクル運動やマイバッグの使用を推奨したり、油汚れなど汚れのひどい排水を流さないようにする。 ・ EM 石けんの販売を行うなど環境への配慮に努めている。 																
財源	朝日婦人会活動費																
事業によって 得られた成果	家庭から環境問題についての意識向上につながっている。																
今後の課題と取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後も各家庭の協力を得て只見の資源の保護に取り組んでいきたい。 ・ 町内の高齢化が進んでいるので、（ごみ捨てやごみの分別など）高齢世帯への手助けが気がかりです。 																

令和4年度 里山林保全対策事業（調査・実証事業）報告
添付資料

作成：只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係

1 はじめに

只見町全域および檜枝岐村の一部は、平成26年に生態系と人間活動の調和を実現する国際モデル地域であるユネスコエコパーク（ユネスコ MAB 計画における生物圏保存地域）に登録され、域内の野生動植物の保護・保全が強く求められている。只見ユネスコエコパーク（以下、只見 BR）の全域に生息されるとするツキノワグマ *Ursus thibetanus japonicus*（以下、クマ）は、生態系の頂点に位置する大型哺乳類であり、只見 BR の生物多様性の豊かさを象徴している。しかし、その詳しい生息域、個体数、生態についての科学的な知見は非常に限られている（中野・鈴木、2013；中野ほか、2020）。一方で、只見町内全域の人家周辺にクマが出没し（中野・鈴木、2013；中野ほか、2020）、農林業被害や人身被害などの被害が生じている（中野・鈴木、2013）。こうした諸課題への対応にはクマに関する様々な科学的な知見が必要不可欠である。また、農林業被害のうち、只見町内にはクマ剥ぎによる林業被害があるとされているが、その被害実態は十分に把握されておらず、クマとの関係も明らかにされていない。

そこで、只見 BR 域内のクマを巡る諸課題への対応のための基礎資料を得ることを目的に、カメラトラップ調査法を用いてクマの生息場所の把握や個体数の推定を試みた。また、クマ剥ぎによる林業被害実態とクマとの関係を考察した。さらに、副次的ではあるが、カメラトラップで撮影された動物のうち、近年只見地域で出没が増加傾向にあり、農林業被害を引き起こす可能性のあるニホンジカやニホンイノシシについても、その生息状況を報告する。

2 調査地と調査方法

(1) 調査地概要

調査は、福島県南会津郡只見町の北東地域（小林地区、坂田地区、布沢地区、梁取地区）で行った（図1）。調査地中央から直線距離で約 7.5km 離れた気象庁の南郷気象観測所（北緯 37 度 15.9 分 東経 139 度 32.2 分、494m a.s.l）による過去 10 年間の気象データ（2011-2022）によると、平均降水量は 1529mm、年平均気温は 10.2°C である（「過去の気象データ・ダウンロード（国土交通省気象庁）」、<https://www.data.jma.go.jp/gmd/risk/obsdl/index.php>、2023 年 1 月 22 日確認）。最大積雪深は 2-3m で、積雪期は 12 月から 5 月のおよそ 6 ヶ月間である。主な森林植生は、ブナ林のほか、コナラなどが構成する落葉広葉樹二次林、スギ人工林、カラマツ人工林などである。

(2) 調査方法

カメラトラップの設置方法

調査地域でおよそ 1 km 四方内にカメラトラップ 1 基、合計 40 基を設置した（図2、表1）。トラップは 2022 年 10 月 6 日、7 日、12 日、19 日に設置し、積雪前の 2022 年 11 月 25 日、28 日に回収した。カメラトラップ設置地点は、平坦地あるいは緩傾斜地で、人の利用が確認されず、人目につきにくい場所を選定した。設置地点の森林植生は、ブナ二次林、落葉広葉樹二次林、針広混交林、スギ人工林、カラマツ人工林である。カメラトラップ設置地点の標高は、482m から 896m であった。

カメラトラップでは、立木 2 本の間地上約 1.5m の高さで長さ 1.8m のスギの角材をポリプロピレンロープで固定し、その片面中央部に誘引物を設置することにより、ツキノワグマの直立姿勢を誘導した（図3）。誘引物は、市販の蜂蜜と赤ワイン、酢の混合物（図4）とし、ポリスチレン製容器 250ml に入れて設置した。なお、匂いのみで誘引し、塩ビパイプおよび塩ビキャップで誘引物が入ったポリスチレ

ン製容器を覆い、ツキノワグマが摂食できないようにした。カメラトラップは誘引物の設置面が斜面上部となるように配置し、斜面下部にツキノワグマの直立姿勢が撮影できる位置に自動撮影カメラを設置した。自動撮影カメラは BTC-PATRIOT-FHD (Browning 社製) を使用した (図 5)。本機種はノーグロタイプの 940nm 赤外線ライトを搭載しており、センサー感知角度は 45°、画角は 55°、トリガー速度は 0.15 秒で、カメラ前面のモニターがあるため設置時の画角調整がしやすい。また、カメラの設定は、動画撮影モードで撮影時間は 20 秒とし、撮影間隔は 1 秒、センサー感度は Normal とした。

カメラトラップの設置に合わせて、設置地点の森林タイプの記録をした。また、カメラトラップを中心に 10m 四方の範囲で立木のクマ剥ぎ被害の有無を記録した。

撮影動画の確認

カメラトラップで撮影された動画を目視により確認し、動物種の同定を行った。同一個体が同一のカメラに連続して撮影されていた場合は、撮影時刻をもとに 30 分以内の滞在を 1 回の撮影イベントとしてカウント・記録した。

ツキノワグマが確認された場合は、撮影日時および形態的特徴により個体識別を試みた。斑紋が撮影された動画については、斑紋撮影品質を 3 段階(A:斑紋全体が正面から鮮明に撮影できている、B:A に劣るが、概ね斑紋全体が撮影できている、c:極端に角度がある、不鮮明、または斑紋の一部しか撮影されていない) に区分し、原則として品質が B 以上の動画を個体識別に用いた。

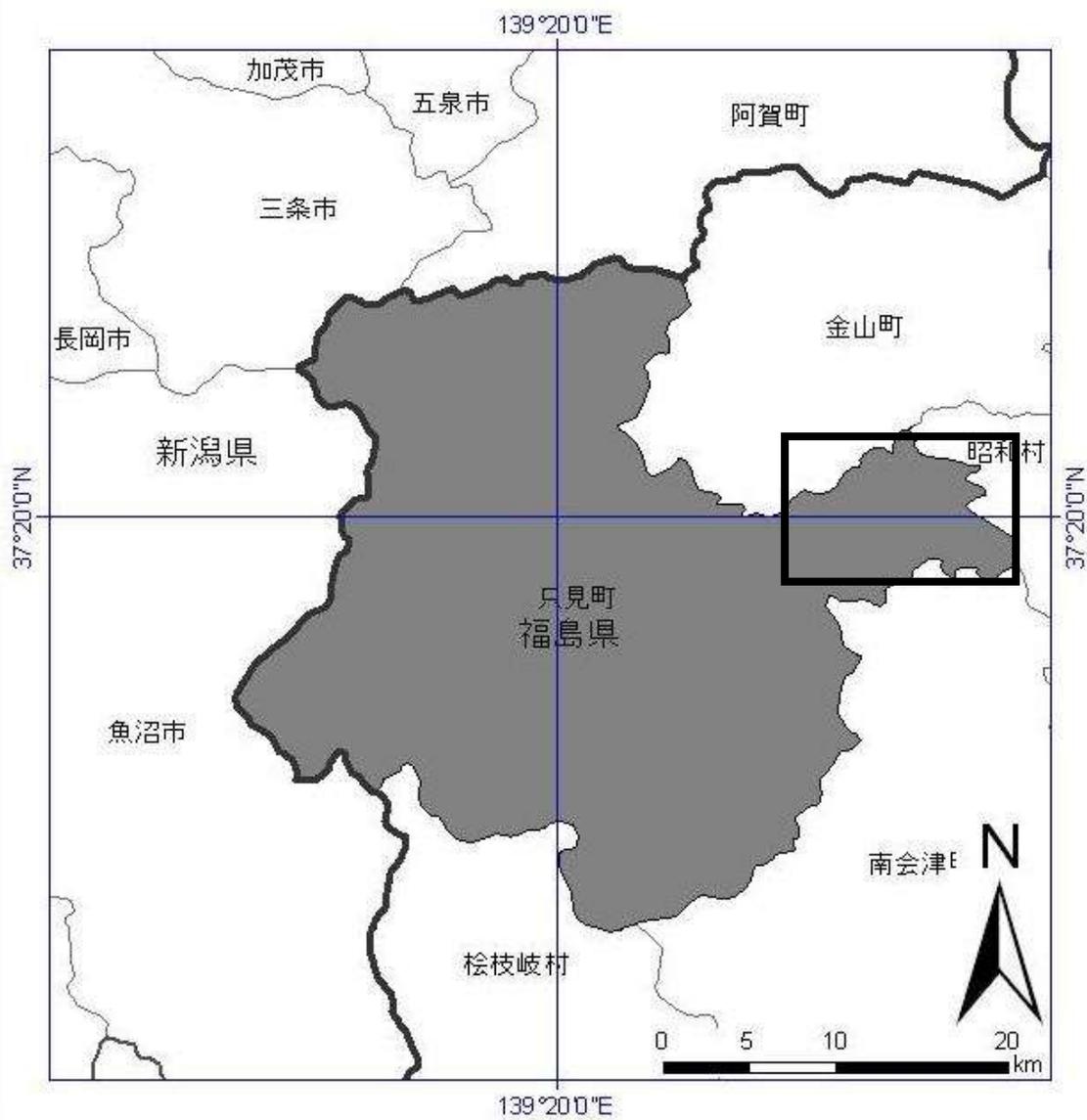


図1 調査地の概要図。黒線枠内が調査地域

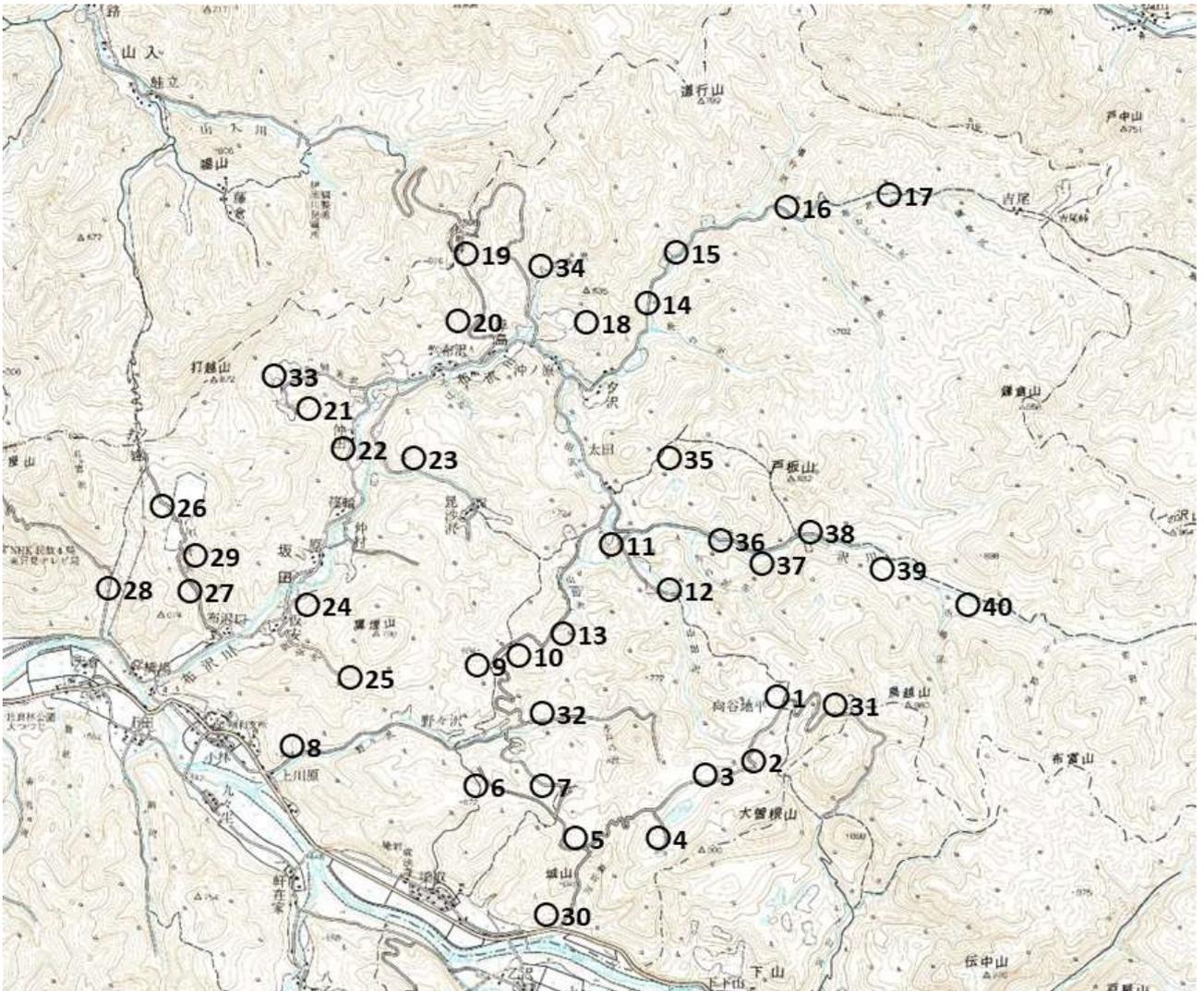


図2 調査地域とカメラトラップの設置地点。○はカメラトラップの設置地点を示す。数字はカメラトラップのナンバーを示す。

表1 カメラトラップの設置位置情報

トラップ No.	北緯	東経	標高 (m)	設置日時	森林タイプ
1	37.312	139.520	793	2022-10-06T01:20:45Z	スギ人工林
2	37.306	139.515	728	2022-10-06T01:42:17Z	スギ人工林
3	37.303	139.509	735	2022-10-06T02:11:04Z	カラマツ人工林
4	37.299	139.506	774	2022-10-06T02:42:28Z	広葉樹 (ミズナラ、クリ) 二次林
5	37.300	139.496	701	2022-10-06T03:06:50Z	広葉樹 (コナラ、ミズナラ、ホオノキ) 二次林
6	37.301	139.485	657	2022-10-06T03:35:46Z	スギ人工林
7	37.303	139.491	643	2022-10-06T03:51:49Z	広葉樹 (ミズナラ、コナラ) 二次林
8	37.306	139.464	484	2022-10-06T05:16:16Z	スギ人工林
9	37.314	139.486	671	2022-10-06T05:18:27Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
10	37.315	139.487	664	2022-10-06T05:47:18Z	スギ人工林
11	37.327	139.498	558	2022-10-06T06:18:38Z	スギ人工林
12	37.321	139.506	632	2022-10-06T05:58:17Z	スギ人工林
13	37.318	139.492	637	2022-10-06T06:49:58Z	若齢ブナ二次林
14	37.348	139.502	551	2022-10-06T07:09:26Z	広葉樹 (ミズナラ、ブナ) 二次林
15	37.352	139.505	552	2022-10-06T07:27:47Z	広葉樹 (ミズナラ、コナラ) 二次林
16	37.356	139.521	582	2022-10-06T07:35:36Z	スギ人工林
17	37.357	139.529	597	2022-10-06T07:54:58Z	広葉樹 (ミズナラ、コナラ) 二次林
18	37.344	139.494	531	2022-10-07T00:53:58Z	スギ人工林
19	37.350	139.482	620	2022-10-07T00:46:38Z	スギ人工林
20	37.344	139.483	566	2022-10-07T01:06:20Z	針広 (ミズナラ、ブナ、ホオ、アカマツ) 混交林
21	37.337	139.464	604	2022-10-07T01:58:00Z	若齢ブナ二次林
22	37.332	139.469	494	2022-10-07T01:33:21Z	スギ人工林
23	37.332	139.478	531	2022-10-07T01:25:06Z	スギ人工林
24	37.320	139.464	483	2022-10-07T01:56:59Z	スギ人工林
25	37.314	139.468	565	2022-10-07T02:29:29Z	スギ人工林
26	37.328	139.449	631	2022-10-07T03:03:19Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
27	37.321	139.452	530	2022-10-07T02:24:05Z	スギ人工林
28	37.323	139.443	508	2022-10-07T03:07:22Z	スギ人工林
29	37.325	139.451	550	2022-10-07T04:43:20Z	スギ人工林
30	37.291	139.494	535	2022-10-07T04:43:28Z	スギ人工林
31	37.311	139.525	896	2022-10-12T01:31:15Z	スギ人工林
32	37.309	139.490	599	2022-10-12T02:45:19Z	カラマツ人工林
33	37.339	139.462	588	2022-10-12T04:17:19Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
34	37.349	139.490	518	2022-10-12T05:12:59Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
35	37.333	139.503	649	2022-10-12T06:05:24Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
36	37.325	139.511	612	2022-10-19T00:19:38Z	広葉樹 (コナラ) 二次林
37	37.324	139.515	611	2022-10-19T00:40:01Z	針広 (スギ、トチ、ホオ) 混交林
38	37.326	139.520	621	2022-10-19T01:05:23Z	針広 (スギ、コナラ) 混交林
39	37.322	139.530	697	2022-10-19T01:32:08Z	スギ人工林
40	37.319	139.541	732	2022-10-19T01:58:05Z	スギ人工林



図3 カメラトラップ。スギ材の中央の塩ビパイプ内に誘引物入りのボトルが格納されている。



図4 誘引物（蜂蜜、赤ワイン、酢の混合物）の作製。火にかけてながら混ぜた。



図5 使用した自動撮影カメラ（TC-PATRIOT-FHD：Browning 社製）

3 結果と考察

（1）カメラトラップで撮影された動物種と撮影回数

調査期間中に撮影された動画は、カメラの動作確認中と設置・回収作業中の撮影および気象の変化などによる誤作動を除き、1185本であった。

撮影された哺乳類動物の総種数は、少なくとも18種であった（表2）。哺乳類のほかに、鳥類や昆虫も撮影された。撮影種数が最も多かったカメラトラップはNo.22で10種、ついで、No.15、34、38が9種で多かった（表2）。撮影間隔30分以内に撮影された複数の動画を1回の撮影機会として扱うと、全てのトラップでの撮影機会が最も多かった動物は、ニホンリスで、次いでトウホクノウサギ、ネズミ類であった（表2）。大型哺乳類では、ニホンジカ（角あり）が最も多く撮影され、次いでニホンジカ（角なし）、ニホンカモシカ、クマの順に多かった（表2）。

表2 各カメラトラップでの撮影された哺乳類と撮影イベント回数

トラップ No.	クマ	シカ (角あり)	シカ (角なし)	カモシカ	イノシシ	サル	タヌキ	キツネ	アナグマ	イタチ	テン	ハクビシン	ウサギ	リス	ネズミ類	モモンガ	ムササビ	ヤマネ	コウモリ	合計種数
1							2				1		4	1	1					5
2				3	1		1				2			2						5
3		1																		1
4	1				1						5		1						1	5
5		2	1				2				1		8						1	6
6		1												2						2
7		1	1	1	1															4
8							1	1					1	6		2				5
9											2		1							2
10											1			4						2
11	1										2		15		4	3				5
12														2		21				2
13		1		1							1									3
14	2	2	2	3										2					2	6
15	1	2	1	1			1				2		26	6		5			2	9
16		2									1		5		3	6				5
17	3	5	1				1				1		1			1				7
18			2	3	1		1				3			2	5					7
19		1	2										4	1						4
20														2		1				2
21		6	1	7							2		1							5
22	1							1		1	1		3	126	4	5		1	1	10
23	1	3			4						1		19	5						6
24														1						1
25		1	2	3							2			27						5
26							4		1		5		17	1						5
27	1	3	4	1							5	1		14		1				8
28		4	1	1							2			4		3				6
29		3	2	3							3			19	74					6
30		1	5											4						3
31							1				1		1	2		3				5
32										1			6	1				1		4
33											9		10	3	5	2				5
34	1	2	2	1			9			38	6	1	6							9
35		1		1																2
36	1	2		1			4				3		3	1						7
37																				0
38		1	1	1		1	2				3	1	3		2					9
39	2	1		2	1									1	1					6
40	1													1						2
合計撮影 イベント数	16	46	28	33	9	1	29	2	1	40	65	3	135	240	99	53	0	2	5	807

(2) ツキノワグマの出没場所とクマ剥ぎによる林業被害

クマについては、調査期間中で 19 本の動画が撮影され、撮影間隔 30 分以内に撮影された複数の動画を 1 回の撮影機会として扱うと、その撮影機会は 16 回であった (表 3)。撮影されたカメラトラップの地点数は、40 地点中 12 地点で、その分布は比較的集落近くにある No.22 および No.27 の撮影以外は集落から離れた奥山地域であった (図 6)。本調査は、秋季のおよそ 1 か月の調査であり、クマが行動する春から夏にかけてのデータがないため、クマの一年を通じた出没範囲は把握できていない。また、年によってクマの出没状況は変動するため (中野・鈴木、2013; 中野ほか、2020)、今後は、同様の調査を積雪期を除く通年で、複数年実施し、調査地域でのクマの出没傾向を検討する必要がある。

カメラトラップ設置地点の森林植生タイプの内訳は、スギ人工林が 21 地点、カラマツ人工林が 2 地点、広葉樹二次林が 12 地点、針広混交林が 3 地点、ブナ二次林が 2 地点であった (表 1)。クマの樹皮剥ぎ行動、いわゆる“クマ剥ぎ”は 4 地点で確認され、すべてスギ人工林でのスギ植栽木への被害であった (図 7)。いずれのクマ剥ぎも真新しいものではなく、樹皮剥ぎが行われてから数年が経ったものであった (図 7)。クマ剥ぎの対象となる樹木は、スギやカラマツなどの針葉樹のほか、ミズナラなどの広葉樹がある (小池、2020) が、本調査では、スギ以外の樹木でのクマ剥ぎは確認できなかった。クマ剥ぎが確認された地点の分布は、調査地域の東部で、集落から離れた奥山地域であった (図 7)。これらの結果から、本調査における対象地域でのクマ剥ぎ被害は決して多くなく、しかも奥山地域のスギ人工林が被害の中心であったことが明らかになった。クマがクマ剥ぎを行う理由は大きく二つあり、一つは、針葉樹精油に多く含まれる芳香性化合物がクマを惹きつけるという説と樹木の形成層周辺を食物として利用して

いるという説である（山崎、2017）。後者の説については、森ら（2018）は、クマによる樹皮剥ぎ被害は春季に堅果類が利用できない年に増加し、形成層はクマにとって栄養価は低いものの採食物の一つとして認識されており、残存堅果などの栄養価の高い食物が利用できない年に樹皮剥ぎ被害が増加することを示唆している。また、小池・小橋川（2016）は、クマ剥ぎは前年秋のブナ科堅果の結実程度が悪いか、もしくは直前の冬から春までの積雪量が少ないと、翌夏のクマ剥ぎの発生量が多くなる傾向が認められた、としている。これらから調査対象地域で、クマ剥ぎ被害が顕在化していない理由として、対象地域にはブナやコナラなどのクマの餌資源が豊富にあることが考えられる。また、Kitamura et al. (2011) はクマ剥ぎ行動は地域内のすべてのクマが行うわけではなく、特定の家系が行うことを示している。調査対象地域の東部にクマ剥ぎが集中していたのは、当該地域にクマ剥ぎ行動をしやすい個体が生息していた可能性が考えられる。

表3 クマの映像データの撮影地点、撮影日時、斑紋品質

トラップNo.	撮影日	撮影時刻	クマ	斑紋品質別動画数				備考
				A	B	C	失敗	
4	2022/10/26	18:19	1				1	
11	2022/10/10	23:38	1				1	
14	2022/10/12	16:04	1		1			
14	2022/11/06	06:16	1				1	
15	2022/11/15	00:17	1				1	
17	2022/10/09	16:37	1			1		3頭
17	2022/10/09	16:37	1				1	3頭
17	2022/11/08	13:15	1		1			
17	2022/11/13	20:57	1				1	
22	2022/10/07	23:19	1			1		
22	2022/10/07	23:20	1				1	
22	2022/10/07	23:20	1				1	
23	2022/11/12	23:25	1				1	
27	2022/10/13	07:40	1	1				
34	2022/10/31	20:14	1				1	
36	2022/11/06	23:23	1				1	
39	2022/11/03	10:57	1				1	
39	2022/11/04	16:59	1				1	
40	2022/10/27	13:07	1				1	

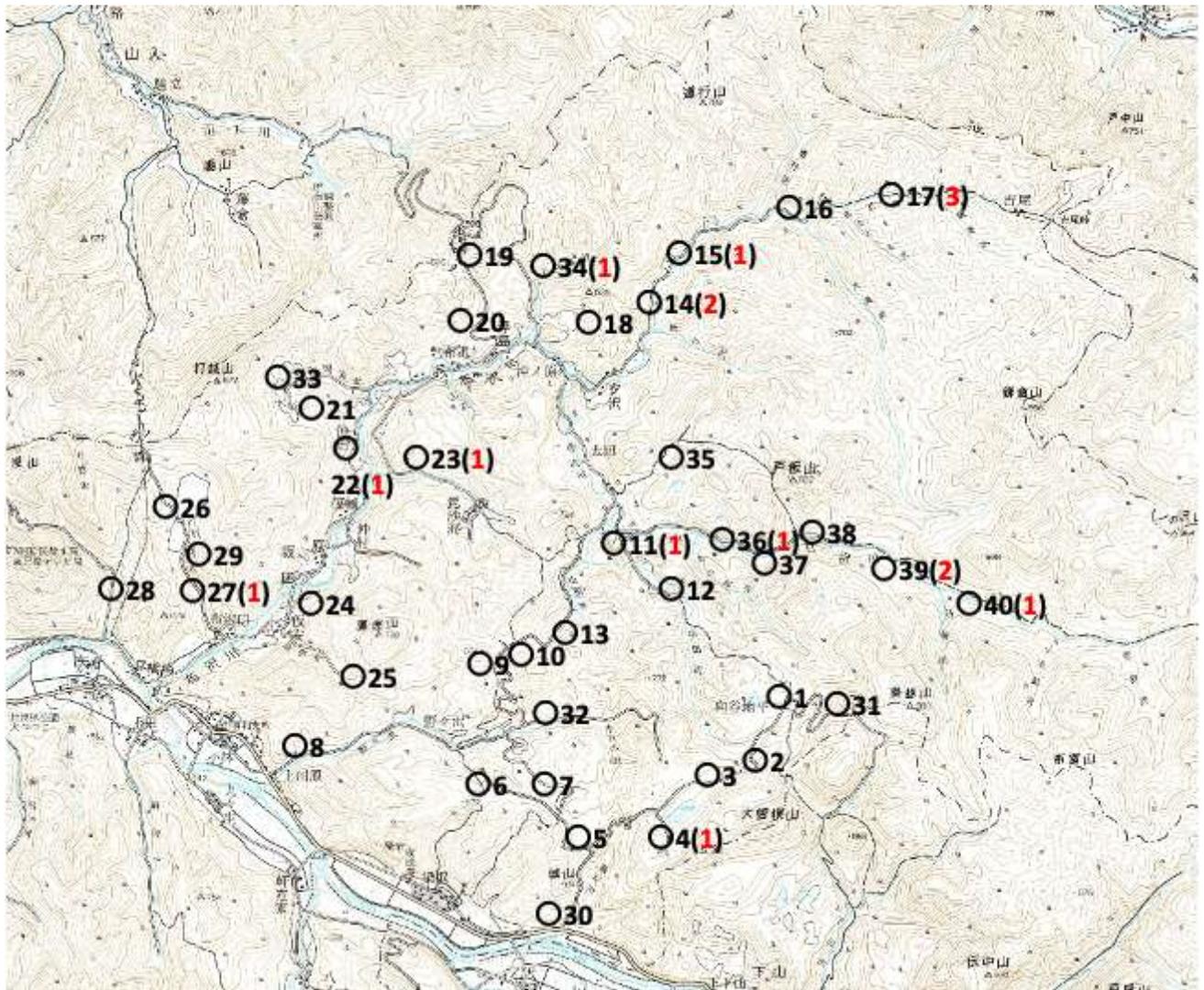


図6 カメラトラップ設置場所とクマ撮影イベント回数。トラップ番号の横の括弧内にある赤字は撮影イベント回数を示す。

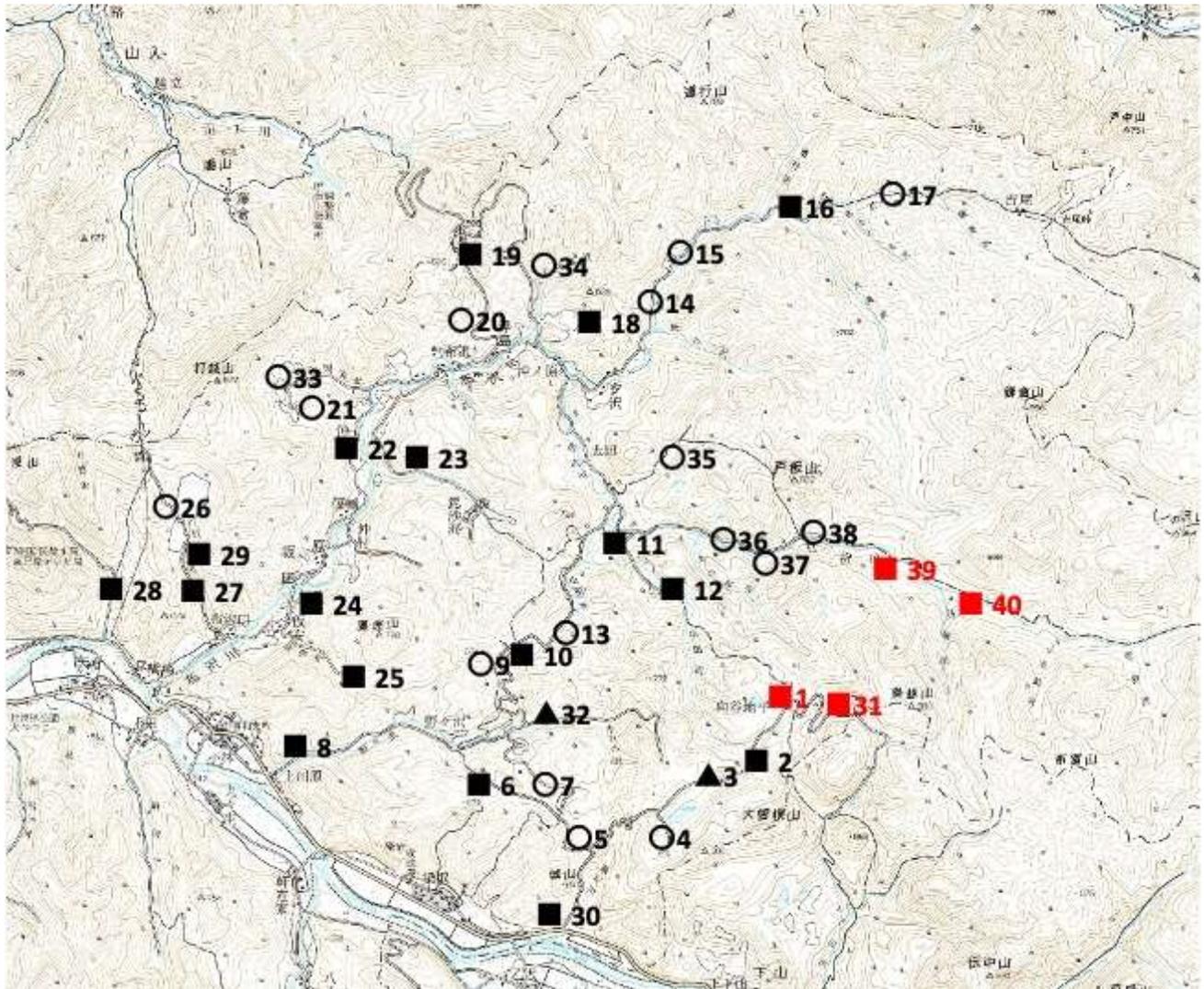


図7 カメラトラップ設置とクマ剥ぎ被害箇所。■はスギ人工林、▲はカラマツ人工林、○はその他タイプの森林を示す。赤塗りの箇所はクマ剥ぎ被害があった箇所を示す。



図8 確認されたスギ植栽木へのクマ剥ぎ被害。被害から数年が経過していると思われる。

(3) ツキノワグマの個体数推定

撮影間隔 30 分以内に撮影された複数の動画を 1 回の撮影機会として扱うと、その撮影機会は 16 回であり、このうち個体識別に用いることができる映像は 3 つのみであった (表 3、図 9)。本調査で参考とした「カメラトラップ調査の手引き」(東出、2012) に掲載されている解析方法を実施するには十分な映像数を得ることができず、今回の調査では個体数推定を試みることができなかった。2022 年はブナ堅果が豊作だった年でもあり、本調査期間の秋季はそうした栄養価の高い餌資源をクマが利用していたため、トラップの誘引物の効果が薄れた可能性がある。また、夏季は、クマの餌資源が少なくなる季節であり、春から夏を含めた期間で調査を行うことで、個体識別が可能な映像を得ることができる可能性が高まると考えられる。



図9 撮影されたクマの映像。(a) :カメラトラップ No.27 で撮影された個体。斑紋撮影品質はA。(b) :カメラトラップ No.14 で撮影された個体。斑紋撮影品質はB。(c) :カメラトラップ No.17 で撮影された個体。斑紋撮影品質はB。(d) :カメラトラップ No.17 で撮影された個体。斑紋撮影品質はC。3頭撮影されており、個体のサイズから親個体1頭とその子2頭と思われる。(e) :カメラトラップ No.22 で撮影された個体。斑紋撮影品質はC。

(3) ニホンジカの出没状況と林業被害

ニホンジカは、調査対象地域のほぼ全域で出没が確認できた（図 10、図 11）。撮影機会は角のある雄シカが多く（図 12）、角のないシカ（子シカあるいは雌シカ）（図 13）は相対的に少なかった（表 2）。出没範囲も雄シカが角のないシカにくらべ広範囲であった。シカ剥ぎは確認できなかったが、撮影された映像ではシカが低木層広葉樹の枝葉を採餌する様子が確認できた。今後、シカの個体数が増加した場合、林業的には再生林による苗木への食害や針葉樹人工林の広葉樹林化を目指した場合の広葉樹の前生稚樹への食害が懸念される。

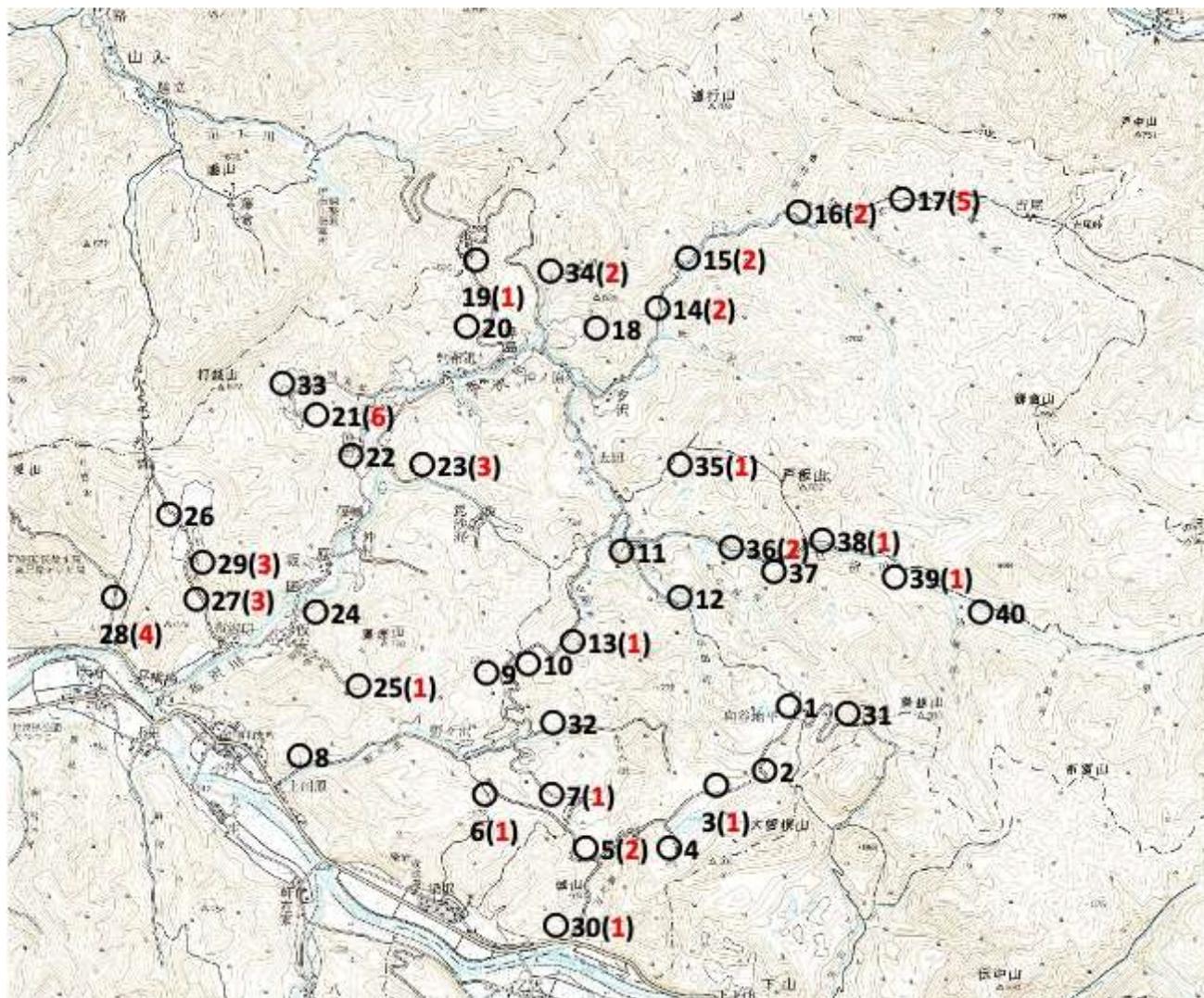


図 10 カメラトラップ設置場所とシカ（角あり）撮影イベント回数。トラップ番号の横の括弧内にある赤字は撮影イベント回数を示す。

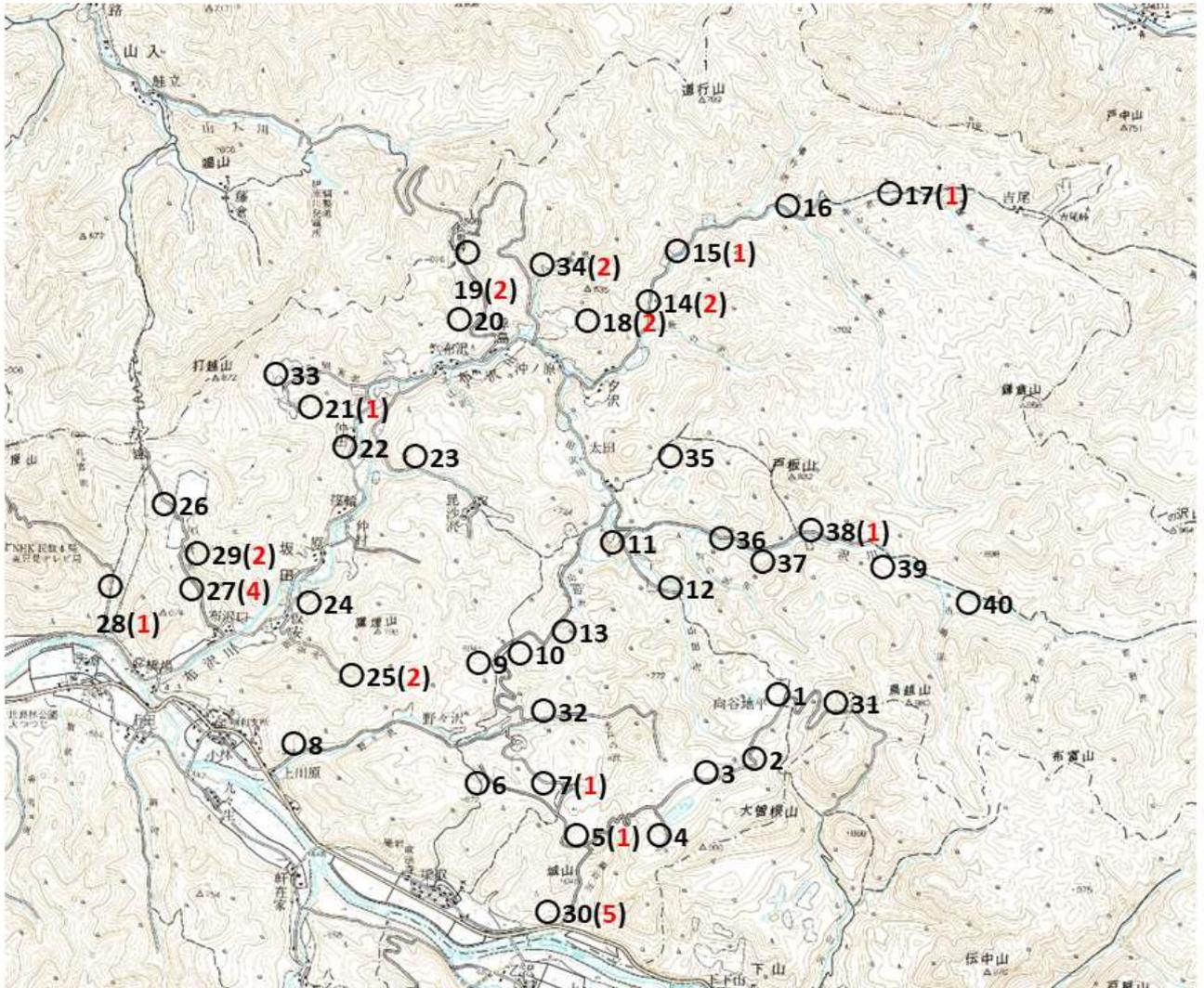


図 11 カメラトラップ設置場所とシカ（角なし）撮影イベント回数。トラップ番号の横の括弧内にある赤字は撮影イベント回数を示す。



図 12 カメラトラップ No.23 で撮影された雄ジカ



図 13 カメラトラップ No.19 で撮影された角のないシカ

(4) ニホンイノシシの出没状況

イノシシは、本調査で撮影された大型哺乳類のうち最も撮影回数が少なかった（表2）。撮影された地点は比較的集落から離れた地点が多かったが（図14、図15）、集落周辺の農地に出没している痕跡や住民による目撃情報もあることから出没範囲は本調査の結果よりも広い可能性がある。

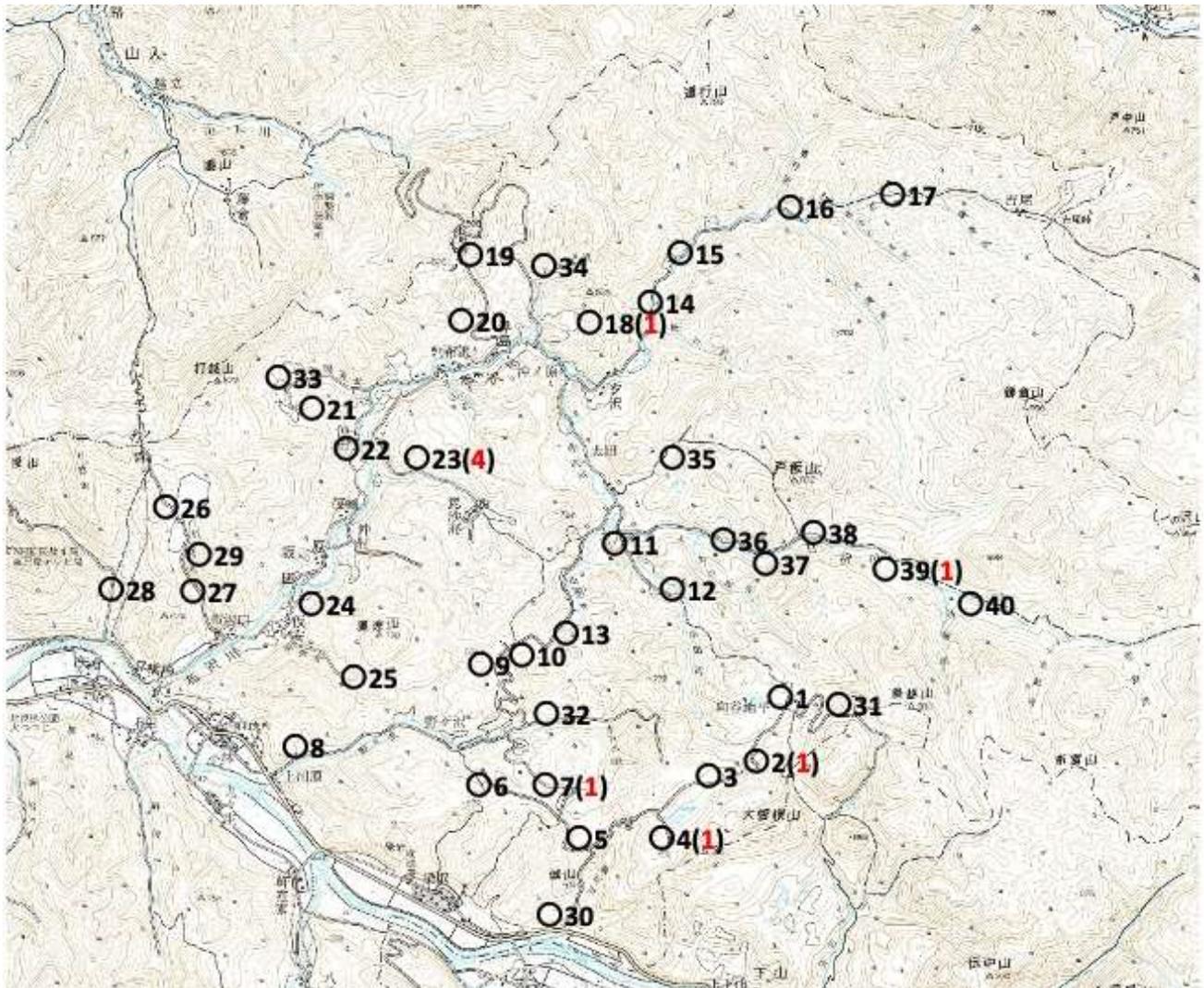


図14 カメラトラップ設置場所とイノシシ撮影イベント回数。トラップ番号の横の括弧内にある赤字は撮影イベント回数を示す。



図 15 カメラトラップ No.23 で撮影されたイノシシ

謝辞

本調査は、福島県の令和4年度 里山林保全対策事業（調査・実証事業）の支援により行った。早稲田大学名誉教授（只見ユネスコエコパーク支援委員会委員）の三浦慎悟 氏には事前調査への協力や調査計画にあたって有益な助言をいただいた。岐阜大学 応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター 特任助教の東出大志 氏には、事前調査、現地調査ならびに調査手法の指導など本調査実施にあたっての全般的な協力をいただいた。福島県南会津農林事務所の技師 大竹勇希 氏には現地調査を手伝っていただいた。調査対象地域の各集落の区長には調査への理解と協力をいただいた。林野庁関東森林管理局会津森林管理署南会津支署には国有林野内での調査を許可いただいた。有限会社丸平には、トラップ作製に必要な機材を貸していただいた。この場を借りて深く御礼申し上げる。

引用文献

東出大志 編 (2012) カメラトラップ調査マニュアルーツキノワグマ胸部斑紋の安定的撮影手法. 財団法人自然環境研究センター, 東京

Kitamura F, Ohnishi N (2011) Characteristics of Asian black bears stripping bark from coniferous trees. *Acta Theriologica* 56:267-273

小池伸介 (2020) ツキノワグマのすべて. 文一総合出版, 東京

小池伸介・小橋川祥子(2016)クマ剥ぎの時空間的な要因を考慮した発生要因の検討. 第 127 回日本森林学会大会, P2-165 (https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsc/127/0/127_592/_article/-char/ja, 2023年1月22日確認)

森 智基・杉浦里奈・加藤 真・林 良太・三浦 謙・加藤春喜・泉山茂之・新妻靖章 (2018) ツキノワグマ

の春季食性の変化と樹皮剥ぎ被害量との関係. 第 129 回日本森林学会大会, P1-235(https://www.jstage.jst.go.jp/article/jfsc/129/0/129_437/_article/-char/ja, 2023 年 1 月 22 日確認)

中野陽介・鈴木和次郎 (2013) 2012 年福島県只見町におけるツキノワグマ (*Ursus thibetanus japonicus*) の出没状況について. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 2: 51-54

中野陽介・石川貴大・鈴木和次郎 (2020) 2016 年から 2019 年にかけての福島県只見町におけるツキノワグマ (*Ursus thibetanus japonicus*) の出没状況. 只見の自然 只見町ブナセンター紀要 8: 44-50

山崎晃司 (2017) ツキノワグマ—すぐそこにいる野生動物. 東京大学出版会, 東京

報告事項について

電源開発株式会社東日本支店田子倉電力所

報告事項名	滝調整池堆砂処理計画の着実な実施に伴う土砂置場の設置について
内容	<p>背景：当社では、滝調整池堆砂処理計画として、土砂堆砂に伴う洪水位上昇による浸水被害防止のため、流入し堆積している土砂を浚渫等しています。年間10万m³程度の土砂を継続的に浚渫等行う必要があるため、搬出（保管）する場所が必要になっています。なお、撤去した土砂の一部は有効利用の促進に努めています。</p> <p>事業内容：滝調整池から浚渫等した土砂を搬出（保管）するため、蒲生川上流北山地区に土砂置場を設置し、令和元年9月より搬入を行っています。</p> <p>場所：只見町蒲生区北山地区 面積：約40,000 m²</p> <p>取組み：本土砂置場がユネスコエコパークのエリア内（移行地域）に設置されていることに鑑み、土砂置場の設置、土砂の運搬に際しては、只見町をはじめ関係機関と相談のうえ、関係する河川法、森林法、自然公園法および景観条例等の申請・届出を行い、所要の許認可を得て実施しています。</p> <p>昨年度までの水生生物・環境保全の取組みとしましては、本土砂置場範囲内にアカハライモリやミクリ等の動・植物を確認したことから、只見町からの要望及び専門家の意見を踏まえ、隣接する社有地内に類似環境を整えた後、移植し経過観察を行いました。また、土砂置場排水設備については、水生生物の避難場所として蓋設置による日陰を設けたほか、退避対策としてスロープやネット等を設けました。</p> <p>本年度につきましては、5月に実施しました只見町並びに専門家との現場確認の際に頂いたご助言に基づき、スロープ、蓋、ネット等を増設しました。引き続き、水生生物・環境保全に取り組んで参ります（別添資料）。</p> <p>土砂の運搬にあたっては、ダンプトラックの走行に伴う路面損傷について適切に歩数を行い、地元の皆様のご理解を頂いたうえで安全確保と生活環境への配慮を行い、実施しています。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

2022.5.13 状況



写真 1. 移植後の経過観察 (2022.5.13)



写真 2. アカハライモリ、黒サンショウウオの卵

2022.6.23 状況

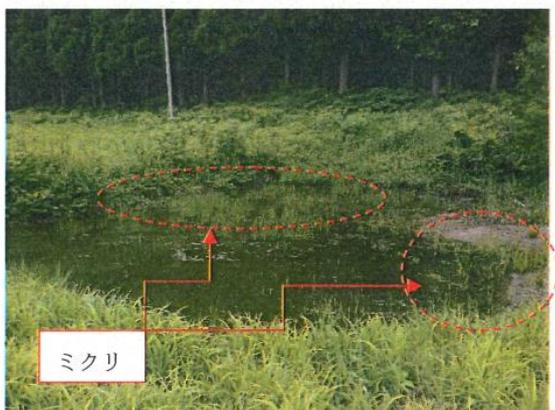


写真 3. 移植後の経過観察 (2022.6.23)



写真 4. モリアオガエルの卵

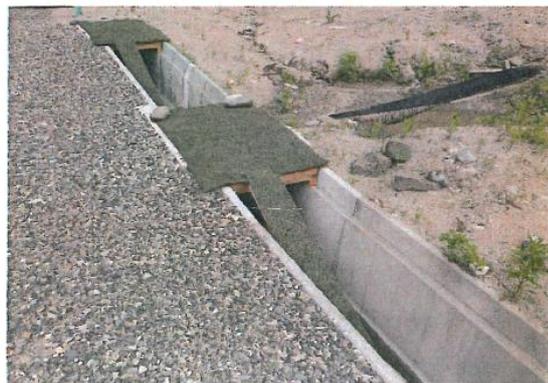


写真 5. 退避対策増設箇所 (ネット、スロープ)



写真 6. ネット増設箇所



写真 7. 玉石スロープの設置箇所

報告事項について

福島県南会津地方振興局

報告事項名	(情報提供) 外来カミキリムシ及びオオハンゴウソウについて
内容	<p>○外来生物は従来の自然環境に悪影響を及ぼす危険性がある。 まずは、県内で発生している外来生物の一部について知っていただきたい。</p> <p>○外来カミキリムシ 幼虫が内部を食い荒らし、木を枯死させる。 成虫を見つけた場合は、自然保護課または振興局への連絡と捕殺にご協力ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サビイロクワカミキリ サビ色の体に白い斑点がある。 被害樹木はエンジュやイヌエンジュ等。 県内19市町村で確認されており、南会津郡内においては、下郷町で被害があった。 ・ツヤハダゴマラカミキリ 光沢のある黒い体色に白い斑点がある（在来のゴマダラカミキリに似ている）。 被害樹木はトチノキ、カツラ等。 県内20市町村で確認されており、特に県北、県南に多い（南会津郡内被害なし）。 <p>○オオハンゴウソウ 原産地は北アメリカで、明治時代に観賞用として持ち込まれた。 ヒマワリの花を小さくしたような黄色い花を咲かせ、草丈は1～3メートル。 繁殖力が強いので、在来植物を駆逐してしまうおそれがある。 爆発的に増え始めると、駆除してもすぐ生えてくる。 南会津郡内では、南会津町や尾瀬で問題になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駆除の注意点 <u>特定外来生物のため、生きたまま運搬・保管することが禁止されている。</u> 駆除する際は、①根を残さないように株ごと引き抜く、②種子や根を地面に落とさないように密封した袋に入れ、枯らす、③ごみとして捨てる。 <p>※下記を全てみだす場合は、例外として生きたままの運搬も可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 防除した特定外来生物である植物を処分することを目的として、ごみの焼却施設等（最終処分場、収集センター等を含む）に運搬するものであること。 イ) 落下や種子の飛散等の逸出防止措置が運搬中にとられているものであること。 ウ) 特定外来生物の防除である旨、実施する主体、実施する日及び場所等を事前に告知するなど、公表された活動に伴って運搬するものであること。

外来カミキリムシにご注意ください

令和3年、福島県内において外来生物である、「ツヤハダゴマダラカミキリ」及び「サビイロクワカミキリ」が確認されました。

幼虫が内部を食い荒らすことにより木が枯死してしまい、倒木等を引き起こす可能性がありますので、注意が必要です。（成虫は夏～秋頃に発生する）

サビイロクワカミキリ



成虫（メス）の写真

■原産国：中国・モンゴル・台湾など

■大きさ：約25～40mm

■特徴：サビ色の体に白い斑点
夜行性で昼間はあまり見られない

■県内で確認されている食樹

・イヌエンジュ ・エンジュ

■被害木の状況

産卵痕（図1）

フラス※（図2）

脱出孔（図3）が見られる。

※フラス：幼虫が糞と木くずを一緒に排出したもの



図1



図2



図3

ツヤハダゴマダラカミキリ



成虫（オス）の写真

■原産国：中国・朝鮮半島など

■大きさ：約20～35mm

■特徴：在来のゴマダラカミキリに似るため注意が必要

■県内で確認されている主な食樹

・トチノキ ・カツラ など

■被害木の状況

産卵痕（図1）

脱出孔（図2）が見られる。

※フラスはあまりみられない



図1

図2

外来カミキリムシを見つけたら

- ・福島県自然保護課までご連絡ください。（☎024-521-7210 ✉yasei@pref.fukushima.lg.jp）
- ・発見日時、発見場所、個体の数、被害を受けている木の樹種や本数等をお知らせください。
- ・可能であれば、写真を撮影しご提供ください。
- ・成虫を捕まえた場合は、捕殺にご協力ください。

～ご協力をお願いします～

樹種の見分け方

見分けるポイント

裂け目はあるかどうか

どんな模様をしているか

葉

どんな形？

葉の周囲はギザギザしているか？

樹皮

色は？

樹皮の剥がれ

花や実があるとより分かりやすいので、見られる場合はチェック！

サビイロクワカミキリの被害樹種

① エンジュ

マメ科



② イヌエンジュ

マメ科

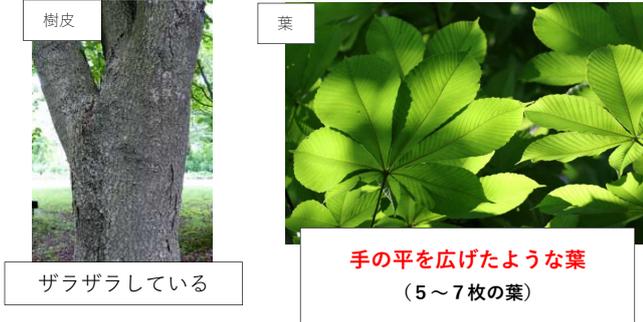


ツヤハダゴマダラカミキリの被害樹種

①カツラ カツラ科



②トチノキ トチノキ科



③ケヤキ ニレ科



④ハルニレ ニレ科



⑤カンバ (シラカンバ)



⑥ヤナギ (タチヤナギ)



⑦カエデ (街路樹に多いトウカエデ)



オオハンゴンソウを 駆除してください！

近年、東北各地で背が高く
て黄色の花が咲く外来植物
が増えています。
花はきれいですが、実は
やっかいな植物です！



■オオハンゴンソウ？どんな草？

- ✓ 原産地は北アメリカ。明治時代に観賞用として持ち込まれました。
- ✓ キク科の多年生草本。ヒマワリの花を小さくしたような黄色の花を咲かせます。開花期は、7～9月です。
- ✓ 草丈は1 mから3 mほど（大きいものでは人の背より高くなります！）。
- ✓ 全国に野生化していますが、中部地方以北の寒冷な地域に多く見られます。
- ✓ 土が肥えていて、湿った場所を好みます（湿原や沢沿いなど）。



■花はきれいなのに、なぜ？

- ✓ 繁殖力が強く、条件がよいと急激に拡がり、在来の植物の生育を妨げるなど、地域の生物多様性が失われてしまいます。
- ✓ 爆発的に増え始めると、駆除してもすぐに生えてくるようになります。できるだけ早く駆除しましょう。
- ✓ 人の背丈より高く群生するため、森林の手入れ等の作業が難しくなります。またオオハンゴンソウの駆除作業自体がしにくくなります。
- ✓ 外来生物法で「特定外来生物」に指定されており、栽培や生きたままの植物の運搬は禁止されています。（⇒罰則があります）



外来生物被害予防3原則

入れない・捨てない・拡げない

環境省東北地方環境事務所



▲芽生えの葉 (Aタイプ)



▲芽生えの葉 (Bタイプ)



▲集合果 (種子散布前)



▲掘り起こした根茎

■ 駆除方法

✓ オオハンゴンソウは、種 (たね) と根で増えます。種は地面に落ちたあと、数年の間、発芽する力を持っています。したがって駆除のポイントは、以下の二点です。

- ①「新たな種を散布させない」
- ②「根茎を取り除く」

✓ 種ができる前に根ごと掘取り、土を取り除いてその場で乾かし枯らします。その際、根の一部が土の中に残らないようにします。作業は新たな芽が出なくなるまで続けます。

✓ 花が咲く真夏の作業は暑くて大変です。葉で見分けることができるようになれば、早い時期からの駆除がおすすめです (植物が小さいときの方が作業しやすい)。

✓ 根茎がしっかりしており、素手で抜くことは困難なため、スコップや根掘りなどの道具を使いましょう。

✓ 人手が足りないなどの理由で掘取りが難しい場合は、応急措置として鎌 (かま) などで刈り払えば繁殖を一時的に遅らせることができます。

✓ 除草剤は効きますが、通常の濃度では根は枯れません。一方で強い濃度の薬剤は同じ所に生える他の植物も枯らしてしまうため、使用には注意が必要です。

✓ 湿原など希少な在来種の生育する場所では、専門家の助言を受けましょう。

✓ 他人の土地で駆除作業をする場合は、無断で立ち入らないよう注意してください。



▲石の上で枯死させる



立木を利用して枯死させる▶

※コンテンツ制作協力 自然観察の会ふくしま

★まずはここから！

- 自分の庭や畑に生えていたら、駆除しましょう！

▶さらに詳しい情報は…

@環境省本省HP 特定外来生物の解説

<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list/L-syo-03.html>

▶自力での駆除が困難な場合は、最寄りの市町村役場 (自然環境の担当課) にご相談ください。

令和4年度 只見ユネスコエコパークロゴマーク申請一覧

N o.	申請者	用途	申請日	許可日	使用期限	可否	承認 番号
1	只見町インフォメーションセンター	絶景巡りキャンペーンチラシ	令和4年4月28日	令和4年5月15日	令和6年(2024年)3月31日	承認	1
2	只見町役場観光商工課 課長 目黒祐紀	只見駅前賑わいエリア	令和4年9月1日	令和4年9月1日	令和6年(2024年)3月31日	承認	2
3	只見町長 渡部勇夫	福島民報社広告記事	令和4年9月27日	令和4年9月27日	令和4年(2022年)10月1日	承認	3
4	株式会社ル・プロジェ 代表取締役 山田洋一郎	県発行『ふくしまぐらし』	令和4年11月9日	令和4年11月14日	令和4年(2022年)11月27日	承認	4
5	只見ふるさとの雪まつり実行委員会 会長 渡部勇夫	雪まつりポスター	令和4年11月7日	令和4年11月7日	令和5年(2023年)3月31日	承認	5
6	只見町役場総務課 課長 増田栄助	広報ただみ ブナ林ブレンドワークショップ記事	令和5年2月22日	令和5年2月22日	令和6年(2024年)3月31日	承認	6

令和4年度 日本ユネスコエコパークネットワーク総会について

令和4年7月26日・27日、令和4年度日本ユネスコエコパークネットワーク大会（総会および研修会）が只見町にて開催され、構成10地域の内7地域が出席しました。

総会にて決議となったのは①令和3年度事業報告について、②令和3年度収支決算について、③令和4年度事業計画（案）について、④令和4年度収支予算（案）について、⑤公益財団法人イオン環境財団との連携協定の継続について、でした。

いずれの議案も出席者の全会一致で承認されました。

【各議案概要】

議案第1号 令和3年度(2021年8月～2022年7月)事業報告について

連携協定を締結しているイオン環境財団との事業としてユネスコエコパークフェアを2回実施した。

情報収集・発信等に関する事業に関しては、自然保護協会主催のユネスコ未来共創プラットフォーム事業のワークショップ（オンライン開催）へ5回参加した。また、こども霞ヶ関見学デーにオンライン出展し、エコパーククイズを実施した。

会議については、オンライン開催による運営ワーキンググループ会議を計1回、書面表決により、幹事会及び総会をそれぞれ1回開催した。

議案第2号 令和3年度(2021年8月～2022年7月)収支決算について

・収入合計 2,731,624 円、支出合計 42,448 円、次年度繰越金 2,689,176 円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で会議や各種事業が中止もしくは延期となったこと、Instagram・Facebook 広告の配信事業を取りやめたことにより昨年度と比較し繰越金が多くなった。

議案第3号 令和4年度(2022年8月～2023年7月)事業計画(案)について

ネットワーク内の情報共有、解決に向けた検討を行うため、現地研修会の計画を行う。

情報収集・発信及び普及に関する事業では J B R N のホームページを活用した情報発信に取り組むとともに、ユネスコエコパークの普及啓発を図るために J B R N 紹介パンフレットを製作する。

議案第4号 令和4年度(2022年8月～2023年7月)収支予算(案)について

収入支出ともに、3,689,176 円を計上する。

会議等旅費については、今年度は既にこども霞ヶ関見学デーの現地開催が決定するなど、各種事業への参加が見込まれるため 200 千円増の 800,000 円を計上する。

印刷製本費として J B R N 紹介パンフレット制作費 800,000 円を含めた 830,000 円を計上する。また広告宣伝費として、こども霞ヶ関見学デーへのブース運営経費及び啓発資材の増刷費用として計 1,000,000 円を計上する。

議案第5号 公益財団法人イオン環境財団との連携協定の継続について

平成29年8月7日に締結した公益財団法人イオン環境財団との連携協定の5年間の有効期限を迎えることから、引き続き連携を継続するため連携協定を締結する。

(令和4年度 日本ユネスコエコパークネットワーク大会)

- 1 主 催 日本ユネスコエコパークネットワーク
- 2 後 援 日本ユネスコ国内委員会
日本MAB計画支援委員会
- 3 会 場 季の郷 湯ら里
福島県南会津郡只見町大字長浜字上平 50

7月26日(火)

13:40~14:55 日本ユネスコエコパークネットワーク総会

15:15~17:30 国内におけるユネスコエコパークの情報交換・意見交換会

- ・日本ユネスコエコパークネットワーク(JBRN)の歴史と取り組み
- ・各ユネスコエコパークの概要説明
- ・意見交換会
- ・ユネスコエコパークに関する情報提供

①BRを活用したESDの推進について
②MAB計画に関する国内外の動向など
③BRとイオン環境財団との連携予定など

7月27日(水)

9:00~11:30 エクスカーション(現地視察)

コース①:「ダムによって作られた自然環境・生物多様性と発電所内部
見学」

見学場所:田子倉ダム
協 力:電源開発株式会社

コース②:「日本一“ちいさな蒸留所”ねっかに学ぶ地域づくりと観察の
森見学」

見学場所:ねっか米焼酎蒸留所、ただみ観察の森 梁取のブナ林
協 力:合同会社ねっか

(参考) 日本ユネスコエコパークネットワークとは

(目的)

本ネットワークは、ユネスコの人間と生物圏(MAB)計画における生物圏保存地域事業が指す、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用を通じた地域振興、その担い手となる人材の育成、地域文化の振興、その他ユネスコの諸活動の目的の実現を推進するため、日本国内のユネスコエコパーク登録地間の情報交換、交流、協働を通じたユネスコエコパークの活動の発展と向上を目指しています。

【事業について】

- 1 ユネスコエコパーク推進に関する事業
各ユネスコエコパークにおける調査・研究の成果、事業の戦略、ノウハウ等を共有することでユネスコエコパークに係る取組みの活性化を図ります。
- 2 情報収集・発信及び普及に関する事業
国内外におけるユネスコエコパークの情報を収集し、ネットワーク内において情報の共有、発信を行います。
また、ユネスコエコパークに係る広報や情報を、ホームページ等を活用して発信するとともに、共通ロゴマークを制作し、ユネスコエコパーク及びネットワークの認知度の向上を図ります。
- 3 各種要望活動に関する事業
ユネスコエコパークの推進にあたっての課題や意見などを取りまとめ、関係機関に要望・提案します。
- 4 その他、目的を達成するために必要な事業
総会や幹事会、担当者間での運営ワーキンググループ会議など各種会議を実施します。

《国内ユネスコエコパーク登録地域》

	志賀高原ユネスコエコパーク	(長野県、群馬県)
(監事)	白山ユネスコエコパーク	(石川県、岐阜県、富山県、福井県)
(監事)	大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパーク	(三重県、奈良県)
	屋久島・口永良部島ユネスコエコパーク	(鹿児島県)
	綾ユネスコエコパーク	(宮崎県)
(会長)	只見ユネスコエコパーク	(福島県)
	南アルプスユネスコエコパーク	(山梨県、長野県、静岡県)
(副会長)	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク	(大分県、宮崎県)
	みなかみユネスコエコパーク	(群馬県、新潟県)
	甲武信ユネスコエコパーク	(山梨県、長野県、埼玉県、東京都)

**ユネスコMAB計画 生物圏保存地域
における定期報告について**
(PERIODIC REVIEW FOR BIOSPHERE RESERVE)

只見ユネスコエコパーク推進協議会事務局 作成

定期報告（Periodic review）とは

- ▶ BR世界ネットワーク定款（The Statutory Framework of the World Network of Biosphere Reserves）の第9条に基づき行われます。

第9条 – 定期的検討

1. 各生物圏保存地域の地位については、第4条の基準を踏まえて関係当局が作成し当該加盟国から事務局に対して提出される報告書に基づいて、10年ごとに定期的検討を行う。

定期報告様式の構成

定期報告書は、大きくは次の3つから構成されます。

第1章 概要

→ 報告書に記載の期間中、BRの主要な変更事項に焦点をあてた概要

第2章 定期報告本文

→ 組織的な側面だけでなく、人的、物理的および生物学的特徴についてさらに詳細に記述したもの

第3章 付属書

→ 2つの付属書からなる。最初の付属書 (A.1) は、MABネットのBR登録事項の更新。付属書 (A.2) は、BRの推進と広報用の素材。

定期報告において求められること

- ▶ BRにおける3つの機能（保全、開発、後方支援）が果たされているかの見直しと評価が求められます。
- ✓ 10年間の変化と進歩
- ✓ BR地域としての合理性
- ✓ ゾーニングの理論的根拠
- ✓ 欠如していることとその改善方法
- ✓ 持続可能な発展を実現するための方法をどのように他BRと共有するのか

定期報告（Periodic review）は 何のために行うのか

- ▶ ユネスコMAB計画に参加しているものとしての国際義務
- ▶ BR地域としての機能が確保されているかの確認
（＝BRとして認定継続できるのか）
- ▶ 問題点の洗い出しと改善方法の検討の機会
⇒ BRとしての機能の確保と質の向上につなげる
- ▶ BR活動の国際共有と交流の促進（ex. 定期報告のネット公開）

BRの質を向上させ、持続可能な開発のためのアプローチを見直し、
実証する場として機能させることが目的

（ユネスコHPより）

定期報告の策定者

- ▶ 只見ユネスコエコパークの管理運営組織である只見ユネスコエコパーク推進協議会が策定します。
- ▶ 只見町役場地域創生課ユネスコエコパーク推進係は同協議会の事務局であり、事務的な業務を担います。

第 15 回只見ユネスコエコパーク推進協議会（書面開催）での意見

意見	回答者	内容
1	日本 MAB 計画 支援委員会	<p>国道 289 開設工事にともなう周辺の自然環境、野生生物への影響および開通後の住民生活への影響と対策については、只見ユネスコエコパーク支援委員会からの指摘や提言がされておりますが、未解決の事案が多く残されています。今日までの経緯の報告を明らかにするとともに、協議会は事案の解決のため事務局を窓口当事業者との協議や調整を進め、問題解決に当たってほしい。開通が迫る中で、開通後に生じる恐れのある問題に付いても早急に対策を講じる必要があると考えます。</p>

協議事項について

伊北地区非出資漁業協同組合

協議事項名	国道 289 号八十里越開通に向けた水産資源の活用と保全
内容	<p>伊北漁協の主な漁場は田子倉湖・只見湖エリアであるが、叶津川支流も漁場であり、遊漁者がいる報告を受けている。しかしながら支流の奥まで監視にいける人的余裕がなく、遊漁券を購入している者か、密猟者か確認が取れない状況である。</p> <p>活用と保全のバランスを検討すべく、令和 4 年度に会報を通じ組合員の意見を広く集め、少数であるが以下の意見が寄せられた。</p> <ul style="list-style-type: none">・叶津川本流は遊漁エリア（活用）、支流は禁漁（保全）する・禁漁エリアにしてもルールを守らない釣り客（密猟者）は変わらず釣りをする優良な釣り客が馬鹿をみる方法は好ましくない・渓流釣りをする組合員に加えて、身元の分かる優良な釣り客（町民、リピーター等）のから特別監視員（仮称）を設けるのはどうか（先進事例あり） <p>他地域の先進事例などを参考に、只見町の水産資源の活用した経済成長と保全の持続可能なバランスを協議したい。</p>

協議事項について

只見地区区長連絡会

協議事項名	国道289号の自転車走破イベントについて
内容	<p>国道289号・八十里峠開通前に本物の大自然とのふれあい、共生を感じながら自転車（電動アシスト自転車）での走破はどうでしょうか？</p> <p>3年後の開通といわれていますので自動車等の往来が激しくなる前にユネスコエコパークの本来の目的でも有る「自然環境と人間社会の共生」を満喫できればと思い提案致します。</p>

国道 289 号八十里越道路の開設・開通に伴う只見ユネスコエコパークに対する影響とその対策について（答申）に係る対応

No.	答申内容	対応 (2020.7.31) (2021.7.19) 赤字：令和 4 年度取組
1	<p>(全般的事項)</p> <p>国道 289 号八十里越道路（以下、八十里越道路）の周辺は、只見ユネスコエコパークの緩衝地域にあたり、只見ユネスコエコパーク内でもとりわけ自然度の高いブナ林など自然環境が存在し、生物多様性の豊かさを象徴する大型猛禽類のイヌワシ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）・クマタカ（種の保存法に基づく国内希少野生動植物種指定、環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）、大型哺乳類のツキノワグマ（IUCN レッドリスト 危急種）・ニホンカモシカ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）、小型哺乳類のヤマネ（文化財保護法に基づく国指定天然記念物指定）・クロホオヒゲコオモリ（環境省レッドリスト 絶滅危惧 I B 類）、希少植物のヒメサユリ（環境省レッドリスト 準絶滅危惧）・オオシラヒゲソウ（福島県野生動植物の保護に関する条例に基づく特定希少野生動植物）、近年新種記載されたタダミハコネサンショウウオなどの両生類、分布南限となる昆虫類などの多様で希少な野生動植物が多数生息・生育する地域である。それらの保護・保全に取り組むことは只見ユネスコエコパークの関係者が担う国際的な義務と責任である。</p> <p>八十里越道路の開設は、只見ユネスコエコパーク域内の住民の生活の向上に寄与することが期待される一方、自然生態系への深刻な影響が懸念される。本道路をユネスコエコパークの理念に沿った地域発展につなげるために、現時点でできる限り軋轢の可能性を排除し、多様な価値観を持つすべての住民に歓迎されるものとなることが望まれる。および将来、この道路が只見ユネスコエコパークに存在することの意義や影響について、世代を超える超長期の視点から多角的に分析することは、ユネスコエコパーク域内の貴重な自然に道路を開設する選択を行った地域の社会的使命と捉え、それに資する準備をすべきである。それゆえ、ユネスコエコパークの目的である自然環境と人間社会の共生を実現および只見ユネスコエコパークの「豪雪に育まれた自然環境と生活・文化を守り・活かす」という精神を実現するための連絡・調整、課題解決を目的とし、只見ユネスコエコパークを推進する当事者である只見ユネスコエコパーク推進協議会及び構成員においては、八十里越道路の開設に伴う諸問題についての解決を図るようあらゆる方策を検討し、実行に移すことを求めたい。さらに、只見ユネスコエコパークは 2024 年のユネスコ本部への定期報告を控えており、その中で八十里越道路の開設に係る課題への対応が報告され、自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信されることを期待したい。</p>	

<p>2</p>	<p>1 道路供用前の道路工事に関するもの (個別的事項)</p>	<p>1-① 「八十里越道路環境検討委員会」への地元組織の参加 既に八十里越道路工事は進められているが、道路工事の影響に関し、地元住民の意見を反映させるしくみが不足している。八十里越道路沿線の自然環境や野生動植物の保護・保全、および地元住民が入会権を持ち利用してきた生物資源の維持管理のためにも、それらに関する現況や実態を熟知している地元住民の議論への参画は不可欠と考える。生態系の改変を伴う公共事業において、地域の自然を慈しみ生態系サービスを楽しんできた地元住民の知見を事業に反映させることは、ユネスコエコパークの制度の理念や目的とも合致する。それはユネスコエコパークに望まれる合意形成のプロセスとしても重要である。以上のことから、八十里越道路の環境保全対策の検討を行う「八十里越道路環境検討委員会」（事務局：国道交通省長岡国道事務所・新潟県三条地域振興局地域整備部・福島県南会津建設事務所・業務受注者）に、地元住民および住民を包括的に代表する組織である只見町を委員として参加させることを求めたい。</p>	<p><2020.7.31> (南会津建設事務所) (長岡国道事務所) ・八十里越道路環境検討委員会は、国道289号の八十里越道路の工事着手にあたり、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として学識経験者で組織する本委員会を設立しており、委員会にて猛禽類、希少動植物等の保全措置等について意見をいただき、適切に事業を進めています。</p> <p>・只見町には只見ユネスコエコパーク推進協議会の代表として、地元意見、調査等の要望、保全方法等の調整について適宜ご協力いただきたい。</p> <p><2021.7.19> (南会津建設事務所) ・建設工事にあたっては、平成9年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながら検討を進めており、新たな委員を加えることは考えておりません。</p> <p>なお、BRにおける課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。</p>
<p>3</p>		<p>1-② 只見町が定める「只見町の野生動植物を保護する条例」の遵守 只見町は「只見町の野生動植物を保護する条例」を定めている。工事実施者にも本条例の遵守を求めたい。具体的には、工事実施者には、本条例に基づく保護対象種およびその生息・生育場所を特定し、保護・保全を図ることが求められている。また当条例に抵触する事案が発生した場合には、工事実施者は只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ、解決する必要がある。</p>	<p><2020.7.31> (南会津建設事務所) ・「只見町の野生動植物を保護する条例」を遵守するよう工事関係者へ周知していきます。</p> <p>・また当条例に抵触する事案が発生した場合には、只見町に速やかに報告し、町と共同して対策を講じ解決します。</p> <p>(只見町) 工事実施者である長岡国道事務所、南会津建設事務所に対して、改めて、「只見町の野生動植物を保護する条例」にかかる保護対象種などの情報提供を行い、当該条例に抵触する事案が報告あった場合は共同で対策を講じることとします。</p> <p><2021.7.19> (南会津建設事務所) ・県では、只見町の野生動植物を保護する条例を順守するため、調査実施者の報告を踏まえて、施工業者と調整しながら工事を進めております。県としては、これまでの工事において、条例を抵触する事案が生じているという認識はございません。</p> <p>なお、条例に抵触する事案が発生した場合には、只見町に報告し、町と共同して対策を講じていきます。</p>

4

1-③ 大型猛禽類（イヌワシ、クマタカ等）が存続できる静寂な繁殖環境の確保

八十里越道路の周辺は貴重な野生動植物の生育・生息場所であるために、その場所を特定し、その保護・保全を図ることが求められる。特に、大型猛禽類のイヌワシ、クマタカ等については、八十里越道路の全沿線が生息環境となっており、それら大型猛禽類の存続に不可欠な静寂な繁殖環境を確保することが不可欠である。したがって、そのためのモニタリング調査を継続して実施するとともに、そこから得られた科学的知見に基づいて必要な対策を検討し、実施するべきである。とりわけ、イヌワシの営巣地周辺では、営巣地が人間に直視されないような対策を講じることを期待したい。

<2020.7.31>

（南会津建設事務所）

・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努めます。

・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。

<2021.7.19>

（南会津建設事務所）

・モニタリング調査により、平成 30 年度に工事現場から近い場所（工事箇所からは約 1 km 離れた箇所）で大型猛禽類の繁殖活動を確認したため、大型猛禽類の繁殖活動中断が確認された 5 月末日までは、除雪作業を含め一切の工事を見合わせました。5 月中旬には巣内雛が確認されましたが、下旬には雛又は巣立ち幼鳥は観察されなくなりました。5 月末日に環境検討委員会委員長と現地立会を行い、繁殖に失敗したと判断し、その後、工事を再開しました。これまでのモニタリング調査により、当該地域の大型猛禽類は複数の巣を利用しており、年により利用する営巣地が変わることを確認しています。

1-④ 野生動物の移動回廊の確保

八十里越道路の周辺は野生動物の生息場所であることから、道路建設時及び道路供用後の野生動物の移動回廊を確保する必要がある。そのためには、まず道路を利用する野生動物のモニタリング調査を的確に実施し、そこから得られた科学的知見に基づき、対策を検討し、実施に移すことが原則となる。野生動物の移動ルートに関する調査は平成 17 年に実施されたのみで、この際も 5 月と 8 月の合計 4 日間しか実施されておらず、その結果には生息している動物種の情報が抜けているなど十分な調査結果が得られているとは言い難い。また、平成 17 年から現在に至るまで相当年が経過しており、追加の調査の実施も必要であると考えられる。

現状においても道路周辺が野生動物の生息場所であることは明らかであり、野生動物の道路横断は避けられない問題であると考えられる。したがって、道路全線において道路利用者に対して道路が野生動物の移動ルートであることの周知を道路標識の設置等で行い、保護を求める対策を講じることが第一に必要であると考えられる。さらに、野生動物の道路移動が多い箇所においては、より積極的に野生動物のロードキルを防ぎ、また、道路利用者の安全を確保するためにも、自動車等の走行速度を減速させる措置を講じることが有効であると考えられる。特に、野生動物の道路移動が多いとされ、道路が直線のため自動車等の走行速度が上がりやすいことが予想される白沢平及び大麻平付近の区間では（写真 1）、運転者に野生動物の移動を周知させる道路標識の設置は当然のことながら、野生動物と自動車等の運転手の安全が確保できる制限速度を設けるべきである。さらに積極的に自動車等の走行速度を減速させるための措置として、ハンプ hump やバンプ bump などの道路構造物の設置についても検討することを期待したい。

一方、すでに道路建設者側で、野生動物の道路移動が多い箇所においては野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防止策の設置を検討されているが、これは野生動物の移動ルートを寸断するばかりでなく、侵入防止柵より道路側に野生動物が侵入してしまった場合に野生動物は速やかに道路外に逃げることができず、結果的に事故等につながる危険性が高い。また、現状、侵入防止柵により寸断された移動ルートを代替する経路の確保も検討されていないようである。以上のことより道路沿線に野生動物の道路侵入を防ぐ侵入防護柵の設置は行わないことが望ましい。

両生類（サンショウウオなど）の道路横断が予想される白沢平付近においては、まず、活発に活動する産卵期（4-6月）の夜（雨天時）の道路横断の実態を調査して科学的な知見を得るとともに、現在設置されている道路横断ボックスカルバートの両生類の利用状況についてのモニタリング調査を行い、当該施設の有効性についての検証を行う必要がある。そのうえで、道路供用後の対策を検討、実施する必要がある。現状考えられる具体的な対策としては、道路利用者に対する両生類の道路横断に関する注意喚起を促す整備（季節的な注意喚起看板の設置など）や道路面に両生類のための横断溝（スリット）の設置が考えられる。

<2020.7.31>

（南会津建設事務所）

・令和 2 年度調査より、哺乳類調査を実施します。

・警戒標識（黄色看板）の設置を実施します。

・当該地区は、全国的にも有数の豪雪地帯であり、冬期間においては除雪が必要です。ハンプ・バンプの設置は、段差による走行車両のスリップを誘発するばかりではなく、除雪作業の弊害になり、除雪作業の遅れ、サービス水準の低下が懸念されます。そのため、区画線を立体的に見せ、幅員狭小と見せることにより、速度抑制の対応は可能と考えます。

・動物侵入防止柵は設置しません。なお、移動ルートについて調査を行い、必要な対策を実施していきま

す。

・令和 2 年 4 月より、サンショウウオ類を対象とした、夜間を含む横断実態及び産卵状況の調査を実施しています。

・過年度より、ボックスカルバートの利用状況調査を実施してきており、今後も継続して実施します。また、その調査の中で、側溝を這い上がり道路を横断することが確認されたため、実証実験を実施し、道路に這いあがれない構造とし、ボックスカルバートへ誘導する工夫をした工事を実施します。

<2021.7.19>

（南会津建設事務所）

・道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和 2 年度にフィールドサイン法（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）による調査を 4 季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を 5 月～11 月まで連続して行いました。

・警戒標識の設置位置及び設置内容については、関係法令や哺乳類調査結果等を踏まえながら検討中です。

・区画線の設置箇所及び設置内容については、関係法令や哺乳類調査結果等を踏まえながら検討中です。

・現在、両生類の生息、移動に関するモニタリング調査を継続して行いデータを収集しています。その結果を踏まえて、対策を検討し、工事計画に反映させる予定です。

<2023.3.3>

（南会津建設事務所）

・両生類に対する道路横断防止、アンダーパスへの誘導を目的とした保全対策については、一定の効果があつたと想定されるものの、逆に道路上の移動が止められた事による影響も考えられる。令和 5 年度も両生類の生息、移動に関するモニタリング調査を継続して行い、影響を把握し、対策の検討を行います。

<p>6</p>		<p>1-⑤ 側溝等の野生動物への非トラップ化 路面排水のために側溝（U字溝）、集水枡、暗渠等が設置されているが、一部箇所を除き、小動物（小型哺乳類、両生類、爬虫類、昆虫など）が側溝（U字溝）や集水枡等の構造物に落下した場合、これら構造物に小動物が脱出するための機能が設けられていないため、脱出は困難であり、死亡することが考えられる。従って、側溝に関しては、落下した小動物（小型哺乳類、両生爬虫類、昆虫など）の側溝からの脱出を確保するため、側溝設置区間に原則 10-20 m 間隔で、特に溪流などの小動物の生息域付近・両生類の産卵場所付近・側溝が深い場所についてはより密な間隔で保護側溝（山側方向に緩傾斜の斜面など）を設置する必要がある。また、集水枡においても同様に小動物が落下した場合の脱出を助ける構造を設ける必要がある（写真2）。さらに、側溝などにより集水された雨水を溪流・河川や山地斜面などに流す場合、流水を放出する人工構造物と溪流・河川や山地斜面との間の連続性が断たれているケースがあり（写真3）、これらについては連続性を確保する必要がある。</p>	<p><2020.7.31> （南会津建設事務所） ・モニタリング調査を継続して行い、必要な対策を検討していきます。</p> <p><2021.7.19> （南会津建設事務所） ・道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和2年度にフィールドサイン法（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）による調査を4季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を5月～11月まで連続して行いました。</p> <p>・道路周辺における両生類の生息状況を確認するため、産卵期にあたる4月～6月にかけて、昼夜の時間帯に道路周辺の水辺や水溜まりにおいて、卵囊・幼生・成体を確認し、種類及び個体数を記録しました。 なお、確認のためタモ網で採取した個体は、種類、成幼、個体数を計測した後、全数、元の場所に戻しています。</p> <p>・保護側溝の設置及び集水枡の改善については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。</p> <p>・側溝の流水放出口と斜面の連続性の確保については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。</p> <p><2023.3.3> （南会津建設事務所） ・サンショウウオ類の卵囊が多い白沢平北側の側溝については 20m 間隔で保護側溝を設置しています。</p>
<p>7</p>		<p>1-⑥ 融雪剤を含む流水による両生類の生存への悪影響の回避 融雪剤 CaCl₂ の散布がサンショウウオ類の卵や幼生に対して孵化率や生存率の低下をもたらすことを示唆する研究（照井 2018）がある。豪雪地帯を貫く八十里越道路においても冬季は融雪剤が散布されることが予想されるため、融雪剤を含む流水が両生類の産卵（池）地となるような滞水池に流れ込まないような道路施設構造および道路管理方法とする必要がある。</p>	<p><2020.7.31> （南会津建設事務所） ・融雪剤を含んだ水が溜池に流れ込まないように、排水工を設け、そこで受けるよう工夫を実施しています。また、塩化物不使用の環境配慮型融雪剤の使用も検討します。</p> <p><2021.7.19> （南会津建設事務所） ・環境配慮型融雪剤の使用について、検討中です。</p>

8		<p>1-⑦ 道路を横断する小渓流の連続性の確保 小渓流は野生動物の生息環境であるが、これまでにそうした小渓流を横断する形で道路が建設され、道路横断物の溪流は暗渠といった人工構造物に取って代わっている。これまで設置された暗渠にはヒューム管などが使用されているものが多くみられるが、これは野生動物の移動を妨げてしまう問題がある。したがって、既設でヒューム管などを使用している場合は、野生動物の移動を妨げない構造物への交換や移動を促す構造物への改修の検討を期待したい。今後新たに設置する場合は、溪流沿いに生息する野生動物の移動を妨げないような構造物の使用することが必要である。また、暗渠に使用する構造物と下流に接続する河川・溪流、山地斜面との間に連続性についても確保する必要がある。</p>	<p><2020.7.31> (南会津建設事務所) ・令和2年度調査において、野生生物の種類と移動経路の把握を行い、保全上重要な箇所の把握を行っています。</p> <p>・道路の下に動物移動用通路(ボックスカルバート)を整備済みですが、今後それらの通路が高頻度で利用されるよう、通路への誘導対策や通路に侵入する際の障害等の解消を検討します。</p> <p><2021.7.19> (南会津建設事務所) ・既設のヒューム管などの設置箇所の改修については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。</p> <p>・新たに小渓流を横断する道路工事の際の人工物(暗渠など)と山地斜面など自然環境との連続性の確保については、現在、モニタリング調査を継続しており、その結果を踏まえながら、対策について検討中です。</p> <p><2023.3.3> (南会津建設事務所) ・令和4年8月に只見町地域創生課と現地で協議を行い、追加でアンダーパスを整備する保全対策についてはアンダーパスの利用状況や道路の施工状況をふまえて現実的ではないとの意見をいただきました。</p>
9		<p>1-⑧ 道路照明灯による野生動物への影響の回避 道路照明灯の光は、野生動物の行動に影響を与える恐れがある(昆虫の誘引、コウモリの夜間行動など)。したがって、八十里越道路の道路沿線やトンネル内に道路照明灯を設置する場合、照明灯には昆虫類、鳥類、哺乳類などの野生動物の行動に影響の少ない種類を選定し、使用する必要がある。また、それら照明灯の光は道路使用上の安全を確保する必要以上に拡散しないようにする必要がある(シェードの設置など)。</p>	<p><2020.7.31> (南会津建設事務所) ・当該路線の照明には、ルーバータイプ(光の漏洩を極力少なくする)の照明や昆虫の誘引特性の小さい光源のLED照明の採用を検討し、野生動物への影響の低減に努めます。</p> <p><2021.7.19> (南会津建設事務所) ・ルーバータイプ(光の漏洩を極力少なくする)照明の採用について引き続き検討中です。</p>
10		<p>1-⑨ 水生生物のための水質や溪流環境の保全 道路沿線の流域の河川にはイワナなどの水生生物が生息しているほか、地元漁協による漁業権が設定されている。従って、道路工事に伴う濁水などの溪流への流出を最小限に留め、魚族の保全に努める必要がある。また、工事に使用した資材のうち、溪流内に放置されている資材が見受けられるため(写真4)、道路供用後の管理・運用に不必要な資材については撤去し、溪流環境を保全する必要がある。</p>	<p><2020.7.31> (長岡国道事務所) ・水質や水生生物の保全のため、道路供用後の管理・運用に不必要な資材は供用までに撤去してまいりたい。</p> <p><2021.6.11> (長岡国道事務所からは支援委員会からの指摘箇所の放置資材は撤去済みの報告あり)</p> <p><2023.3.3> (南会津建設事務所) ・河川内での工事を実施する際には、魚族の保全に努めてまいります。</p>

1-⑩ 外来生物の侵入予防

道路工事は一般に、自然生態系を攪乱しつつ多くの人物が往来しながら進行するので、外来生物が侵入しやすい。それらの一部は周囲の未改変地にも拡散し、在来の野生生物種に深刻な影響を与える懸念がある。しかしそうした侵略的外来種に対して、事後的な対策は極めて困難である。侵略性の強弱の予測も難しい。したがって外来種全般について、なるべく侵入・拡散が生じないように、予防措置を講じることを求めたい。

<2020.7.31>

(南会津建設事務所) ・ 特定の外来生物のみの侵入予防措置は、困難と考えます。

<2021.7.19>

(南会津建設事務所)

・ 道路工事でできる予防措置として、道路工事関係車両については、定期的な車両洗車の徹底等の指導を行います。また、外来生物の持ち込みをしないことの指導も行います。

しかし、外来植物については、風や野鳥による種子散布により侵入する場合があります。特定の外来生物(植物)を対象にした十分な予防措置は困難と考えます。

なお、BR地域として、独自の保全措置や参考とすべき文献等がありましたら、ご教授願います。

<2022.11.15>

(只見町)

白沢平上流の土盛りに外来種ニセアカシア(北アメリカ原産のマメ科の落葉高木。環境省及び農林水産省が作成した「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」の“産業管理外来種”に分類)の侵入を確認。南会津建設事務所道路課に情報提供し、令和5年度に駆除することで調整。

<p>12</p>		<p>1-⑪ 緑化 道路建設工事により改変された道路周辺環境は修復・再生することが求められる。現状、道路工事により生じた掘削法面や盛り土の裸地について緑化の検討と実施がなされているが、緑化を実施するにあたって第一に現況の調査を実施し、科学的な根拠に基づいたユネスコエコパークにふさわしい緑化目標やロードマップを策定すべきである。現状における緑化対策で、誤った認識に基づく緑化目標が設定されているところが見受けられた。また、緑化目標やロードマップの策定にあたっては、八十里越道路の周辺は自然度の高い環境が存在する場所であることや開通までの時間が残されていることから、時間スケールを考慮し、植生遷移の考え方も取り入れるべきである。緑化を実施する際は外来種を持ち込まないこと、遺伝子攪乱を行わないことが厳しく求められる。さらに、植生回復が適切に行われているかのモニタリング調査を実施し、その結果をもって適宜対策を検討、実施することが求められる。 緑化目標やロードマップの策定を進めるにあたっては、道路周辺では既に様々な立地条件で異なる時期に掘削法面や盛り土等が造成され、それぞれの場所で植物が侵入、自然に植生が回復している様子が観察できる（写真5～9）ため、これらの様々な立地と異なる工事時期の条件で現況の植生調査を行い、そこから得られる科学的データが大いに役立つと考えられる。 大麻平の大盛土の平地ではブナの苗木を植栽することが検討されているが、現状、植生が自然に回復している箇所も見られ（写真5、6）、道路供用までの時間も残されていることから、原則、必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方にに基づき自然回復に委ねることも検討すべきである。盛土の斜面でも、原則植生の自然回復を期待しつつも、現在、一部に雨水による斜面の浸食が見られるため、丸太を使用した簡易な土留工や木柵工あるいは生分解性ネットを設置し、土砂流出を防止する対策を同時に実施することも検討すべきである。</p>	<p><2020.7.31> （南会津建設事務所） ・植生は客土吹付けのみにとどめており、自然に種が舞って発芽するのを待つ対応をとっています。また、客土吹付した法面が浸食されているところは、土砂流出を最小限に防止する対策を検討します。</p> <p>（長岡国道事務所） ・大麻平の高盛土の対応については、八十里越道路環境検討委員会にて意見をいただき、緑化を進める予定であるが、福島県農林事務所及び只見町と協議を進めて対応してまいりたい。</p> <p>（只見町） ・大麻平の高盛土地については、当該地が只見町の所有地であり、長岡国道事務所に使用いただいているものであります。緑化いただくものとなっておりますが、望ましい形について只見ユネスコエコパーク支援委員会の意見を伺いながら、長岡国道事務所と協議して参りたい。</p> <p><2021.6.11> （大麻平の高盛土地の緑化については只見町と長岡国道事務所とで必要最小限の植生回復のための補助工事にとどめ、植生は植生遷移の考え方にに基づき自然回復に委ねる方針で検討中）</p>
<p>13</p>	<p>2 道路供用後の道路の管理・運用に関するメニュー</p>	<p>八十里越道路はその供用により、道路沿線の自然環境や生物多様性に大きな影響を与えることが予想される。したがって供用後も引き続き、適切な方針のもとに管理運用を行うことが望まれる。当該地がユネスコエコパークの緩衝地域であることを踏まえ、方針の骨子としては、 1) 原生的な自然生態系への影響、および地元住民の生態系サービスの利用への影響を最小化するための最大限の対策を行うことを基本とする、2) 事前の影響予測によって、供用前に管理運用計画を策定して必要な対策をとること、3) 検証可能なように、自然環境や動植物を対象としたモニタリング調査は供用前に開始し、供用後も長期間にわたって行う、4) 事後のモニタリングには交通量や人の立ち入りなど、道路の利用に関する項目も含める、5) それらのモニタリング調査の結果を踏まえ、管理運用計画は順応的に変更する、6) 一連の取り組みには関係する多様な主体が参画する。とりわけ管理運用計画の策定には地元住民の知見や意見が反映されるようにする。そのために情報共有と協議、意思決定を行うための包括的なしくみを策定する、の6点を強調したい。下記に具体的に検討すべき個別課題と対策案を記す。</p>	<p><2020.7.31> （南会津建設事務所） 1)モニタリング調査を継続して行き、必要な対策を実施していきます。 2)モニタリング調査を継続して行き、必要な対策を実施していきます。 3)モニタリング調査については、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。 4)モニタリング調査及び交通量調査を実施していきます。 5)モニタリング調査を継続して行き、必要な対策を実施していきます。 6)只見ユネスコエコパーク推進協議会において要望を頂く他、電話やHPにて頂いたご意見・ご要望などに対応していきます。</p> <p><2021.7.19> （南会津建設事務所） ・自然環境や動植物を対象にした供用後のモニタリング調査は、八十里越道路環境検討委員会の検討を踏まえて決定する予定です。道路の利用に関する項目としては、供用後において、交通量調査を行う予定です。</p>

14		<p>2-① 情報共有 工事中の既存道路の管理・運用方法について地元への情報提供がほとんど無い現状を鑑み、供用後の状況が懸念される。専門家および道路周辺の地権者（国有林）、只見町、地元住民の意見を、道路の管理・運用方法の検討・決定プロセスに反映する機会を求めたい。道路供用後に生じる課題についても、関係者で情報を共有し、ユネスコエコパークにふさわしい対策を検討し、実施に移すことが求められるとともに、そのための協議・調整の場の設定が必要である。</p>	<p><u><2020.7.31></u> （南会津建設事務所） 福島県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理してまいります。供用後の道路管理につきましても、引き続き電話や HP にて頂いたご意見・ご要望などに対応してまいります。</p> <p><u><2021.7.19></u> （南会津建設事務所） ・福島県が管理する国道 289 号（福島県側）については、県の道路管理要領等に基づき、適切に道路管理します。また、供用後の道路管理についても、電話や HP にて頂いたご意見・ご要望などに対応します。</p>
15		<p>2-② 事前評価と連続した事後評価 道路周辺に生息する野生動物のモニタリングを道路供用前から行い、管理・運用の方法に反映させる必要がある。</p>	<p><u><2020.7.31></u> （南会津建設事務所） モニタリングについては、毎年継続で実施しており、環境検討委員会の中でも、供用後の調査継続の意見が出ていることから、モニタリング調査を実施していきます。</p> <p><u><2021.7.19></u> （南会津建設事務所） ・道路周辺における哺乳類の生息状況を確認するため、令和 2 年度にフィールドサイン法による調査（哺乳類の足跡、糞などの痕跡調査）を 4 季（春夏秋冬）、センサーカメラを用いた写真撮影法による調査を 5 月～11 月まで連続して行いました。現在もモニタリング調査を継続しており、それらのデータを活用し、管理・運用を見据えながら、必要な対策について検討中です。</p>

<p>16</p>		<p>2-③ 法令順守道路利用者に対して「只見町の野生動植物を保護する条例」が遵守されるように特段の配慮を行う必要がある。具体的には、当該条例周知のための看板・横断幕等の設置や只見町野生動植物保護監視員による道路利用者に対する当該条例に関する指導を行うことが考えられる。</p>	<p><2020.7.31> (会津森林管理署南会津支署) 只見町が、当該条例周知のための看板・横断幕等を、道路敷外の国有林野内に設置する必要がある場合、貸付手続等について助言の予定。</p> <p>(福島県南会津地方振興局) ○ 県では、福島県自然環境保全条例に基づき、県内に所在する国立・国定、県立自然公園及び自然環境保全地域・緑地環境保全地域において、自然保護指導員を配置し、公園利用者や各種行為者等への指導を行うとともに、自然環境、公園施設等の状況について、所轄振興局に業務報告を行っている。 ○ 只見町については、越後三山只見国定公園（只見分）、只見柳津県立自然公園（只見分）に、各 1 名を配置している。管内 15 名配置。</p> <p>(只見町) 当該条例を周知する看板・横断幕等を会津森林管理署南会津支署や福島県南会津建設事務所、地元集落等に相談・許可を得ながら設置することとします。また、只見町野生動植物保護監視員の活動による指導も行っています。</p>
<p>17</p>		<p>2-④ 希少個体群の保全 道路沿線の流域の河川はイワナなどの水生生物の重要な生息地であり、さらには地元漁協による漁業権が設定されている。イワナについては、只見地域の在来種であるニッコウイワナ（只見町の野生動植物を保護する条例に基づく只見町貴重野生動植物種に指定、準絶滅危惧種（新潟県等））が生息している可能性がある。道路供用により、これら漁業源の乱獲が予想されるため、漁業資源と魚族の地域的な遺伝子の保護・保全のため禁漁区（保護河川）の設定を検討する必要がある。保護河川の候補地としては、比較的に入渓しやすい木ノ根沢とニッコウイワナの生息の可能性がある叶津川源流部が考えられる。</p>	<p><2020.7.31> (伊北地区非出資漁業協同組合) 町と協力し、ニッコウイワナなどの生息調査を実施し、禁漁区域と活用区域を設定する。守るところは守る、活用するところは活用するという方針を町内外にわかりやすく発信していく。</p> <p>(只見町) 伊北地区非出資漁業協同組合の要請に応じ、在来イワナの生息分布調査などに協力していきます。</p> <p><2021.6.11> (令和 2 年度より只見町は伊北地区非出資漁業協同組合の協力の元、在来イワナの生息分布調査に着手)</p>

2-⑤ 地元住民の入会権行使の継続とそれに基づく活動環境の確保

八十里越道路周辺の山林原野は国有林および民有地であり、ここでは歴史的に地元住民が入会権に基づき山菜・きのこの採取や薪炭材生産などで林産資源を持続的に利用しながら生活してきた。八十里越道路周辺は、只見ユネスコエコパークの精神である“豪雪に育まれた自然と伝統的な生活文化を守り、活かす”を体現する核心的地域であり、入会権は只見ユネスコエコパークの存立を左右する基礎的事項である。入会権を有する地元集落（叶津、入叶津）では、かつてのような林産資源の利用の規模はないものの、入会権の効用が広く認識されており、入会権継続の希望があった。また、八十里越道路が開通後の道路からの入会地への侵入者による不法採集のほかゴミの不法投棄を、住民は第 1 に恐れている。住民の中には、不法採取者と遭遇した際、暴力的に脅迫された経験をもつものもあった。したがって、八十里越道路の供用後においても地元住民の入会権とそれに基づく活動ができる環境を確保する必要がある。対策として、警察との協力に基づく、監視カメラ設置、監視員配置、携帯電話基地局設置による通報体制、只見町独自の条例等の上乗せ規制等が考えられた。これら対策には一定の効果が期待できる一方、いずれも効果は限定的であるため、此等の組み合わせや新たな方策等の工夫が必要と考えられる。

<2020.7.31>

（会津森林管理署南会津支署）

当該地域の国有林における地元住民の入会権については、当支署と叶津共用林野組合との普通共用林野契約が該当する。本契約は、これまでも5年毎に更新してきており、特段の事案が発生しない限り契約更改は可能である。

また、現在、支署において実施している林野巡視および共用林野組合が設置する注意喚起の看板以外に、入会権に基づく環境を確保するための施設を国有林野内に設置する必要がある場合、貸付手続等について助言の予定。

（福島県南会津地方振興局）

○ 県では、不法投棄防止に向けて、以下の取組を行っている。

①産業廃棄物不法投棄監視員の設置

管内に7名配置（只見町1名）し、監視パトロール、情報収集、啓発、不法投棄等行為に対する指導等を実施。

②業者委託による監視パトロール

毎年4～12月の間、県では休日及び平日夜間において警備会社による監視パトロールを実施。※令和元年度の管内での実施回数は98回。

③産業廃棄物適正処理監視指導員の配置

いわきを除く県内6地方振興局に警察官OBを1名配置。年間約190日の監視活動等を実施。

④不法投棄監視カメラの設置

不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置。

○ また、県では、県・市町村等の行政主体による監視に加え、地域住民等による日常的な監視体制づくりを推進するため、「地域ぐるみ監視体制づくり支援事業」により、地域での啓発活動や監視パトロール活動、地域環境整備活動への支援を行っている。

（只見町）

通信環境の確保のため、携帯電話基地局の設置を要望していきます。また、会津森林管理署南会津支署、福島県南会津地方振興局の既存の監視体制に加え、警察、地元住民の協力に基づく監視体制の構築を検討して参ります。只見町独自の条例による規制については、研究の上、検討して参ります。

<p>19</p>		<p>2-⑥ 作業道等の利用 現在、八十里越道路から周辺林分へアクセスできる作業道・歩道などが設けられているが、現状のまま道路供用が開始された場合、道路利用者がこれらのアクセス路から周辺の森林や河川へ入ることを可能にし、自然環境の破壊・改変や野生動植物の違法な採取・捕獲が横行することが強く懸念される。従って、道路供用にあたってはこれらアクセス路の適切な管理を行う必要がある。例えば、沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する作業道については、沼ノ平及び作業道周辺の湖沼に生息する貴重な野生動植物（吉井ほか 2013）の保護・保全を図るためにも、入り口にゲートを設置、施錠するなどの対策を講じる必要がある。また、大麻平付近に存在する旧八十里越明治新道については、現在、只見町教育委員会が国指定の史跡化を目指すとともにその活用を検討しているため、検討結果を待ち、原則利用を不可としつつガイド付きの限定的な利用などを検討するのが望ましい。</p>	<p><2020.7.31> （会津森林管理署南会津支署） 沼ノ平地域へ続く、国有林が管理する治山管理用道路については、令和2年度、入り口にゲートを設置、施錠のうえ、関係者以外進入禁止の標識を設置の予定。（南会津建設事務所）道路管理上、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。なお、各箇所へのアクセス道の入り口にゲート等の設置については、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。（只見町教育委員会）現在2市1町（新潟県三条市、魚沼市、福島県只見町）で調査を進めるとともに今後の整備、活用について検討しています。旧八十里越明治新道には、危険な場所等もあることからガイド付きの限定的な利用が望ましいと考えています。なお、今回の答申内容を2市（新潟県三条市、魚沼市）と情報共有し、今後どのような活用ができるか検討してまいります。</p>
<p>20</p>		<p>2-⑦ 駐車スペースの利用 現在、八十里越道路には自動車等の走行路線のほか自動車等が駐車可能なスペースが設けられている。また、今後についても道路に接続するように除雪車等の旋回場が設けられる予定となっている。これら道路施設についても、アクセス路同様にそこを拠点とした道路利用者による周辺の森林や河川へのアクセスを可能とし、自然環境の破壊・改変、野生動植物の違法な採取・捕獲が横行する可能性が高い。従って、そうした可能性のある道路施設については適切な管理の方法を検討し、実施に移す必要がある。</p>	<p><2020.7.31> （南会津建設事務所） 道路管理上、道路に接続する除雪車等の転回所において、道路利用者に対しての立入防止対策を講じます。なお、地域との協議の上対応を検討し、道路管理上必要な管理を行います。</p> <p><2021.7.19> （南会津建設事務所） ・道路管理上、道路に接続する除雪車等の転回所において、道路利用者に対しての立入防止対策を講じません。</p>
<p>21</p>		<p>2-⑧ 対策案 ⑤～⑦の対策の柱として、浅草岳入叶津登山口駐車場から県境までの区間に、観光用駐車スペースは設けず、道路利用者には道路を横断する野生動物への注意を払いつつ速やかに通過してもらうことが有効だと考えられる。ただし、道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースは確保する必要がある。</p>	<p><2020.7.31> （只見町） 只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申を踏まえ、国道 289 号八十里越道路（福島県側）沿線に観光用駐車スペースを設けることは希望しません。また、道路利用者が道路を横断する野生動物へ注意しつつ速やかに通過するとともに、地元住民・土地所有者の諸権利の確保を両立する有効な方法を研究の上、検討して参ります。</p> <p><2021.6.11> （只見町） 道路周辺の地元住民の入会慣行、土地所有者が有する権利等が守られるような限定利用の駐車スペースについての計画については検討中です。</p>

第 12 回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果に対する対応（国道 289 号八十里越関係）

No.	第 12 回只見ユネスコエコパーク支援委員会会議の討議結果	第 12 回只見 BR 推進協議会における南会津建設事務所回答 (2021.3.26)	現状（赤字：令和 4 年度取組）
1	<p>国道 289 号八十里越の工事が進み、開通が迫る中で、道路開通が周辺環境に及ぼす影響が危惧され、人と自然との共生を実現する国際モデル地域である BR 地域としてその対策が急がれ、協議会の諮問を受け、支援委員会が現地視察と検討を行う中で、問題の成立、対策を答申してきたところです。これを受けて、協議会と関係機関が協議を行った結果、解決のための努力が図られることになったことは、只見地域において MAB 計画の BR 事業を進める上で大きな前進と考えます。しかし、国道 289 号八十里越道路の開通に伴う自然環境・生物多様性への影響には未解決の課題が多く、早急に解決することが望まれます。特に現在の「八十里越道路環境検討委員会」においては BR の存在が念頭に置かれて論議されていないように思われます。そこで支援委員会は、その答申において、「八十里越環境検討委員会」へ地元代表者として只見町を参画できるよう提案したところではあります。道路建設における BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保するべく、協議会および只見町には下記の事項について検討いただくことを提案します。</p>	<p>まず、環境検討委員会への参加につきましては、建設工事着手にあたりまして自然環境への影響を十分に把握して適切な保全措置を講ずる必要があることから、その具体的な環境保全対策の検討を行うことを目的として平成 9 年から学識経験者から組織されている委員会であります。</p> <p>委員会にて猛禽類、希少動物等の保全措置等について意見いただき、事業者が適切に対策しており、県としては新たに委員を加えるということは考えていないということです。エコパーク地域として独自の保全措置や参考とすべき文献等がございましたらご教示願います。</p> <p>続きまして、情報公開の件でございますが、環境検討委員会につきましては非公表でございまして、生息種の情報につきましては、猛禽類の保護の観点、および福島県の情報公開条例に基づきまして、公表を控えさせていただきたいと思っております。</p> <p>猛禽類保護の件につきましては、モニタリング結果を提供いただける場合につきましては、その結果を踏まえまして八十里越環境検討委員会において、保全措置等を検討して参りたいというふうに考えております。</p>	<p>■南会津建設事務所の補足回答（2021.7.19） 環境検討委員会委員説明の際に、「このエリアはユネスコエコパークの一部で、国際的な自然保護エリアであるということを念頭に動植物に配慮いただきたい。」と説明した上で御意見を頂いています。</p> <p>建設工事にあたっては、平成 9 年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。</p> <p>引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。</p> <p>なお、BR における課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。</p>
2	<p>①協議会推薦の専門家の環境影響検討委員会への参加 環境検討委員会が専門家による委員会であるならば、只見町ないしは協議会が推薦する専門家（BR に精通する生態学者）を委員に加えることを再度検討いただき、これを八十里越道路環境検討委員会事務局に要望してください。</p>	<p>両生類につきましては、今年度の 4 月より爬虫類および両生類等を対象にした調査を実施しておりまして、令和 3 年度から爬虫類および両生類等が道路に入らない構造の擁壁工事を進めて参りたいと思っております。</p> <p>なお、今後も引き続きモニタリング調査を継続して行い、必要な対策を実施していきたいと考えております。</p>	<p>■南会津建設事務所の補足回答（2021.7.19） 本事業では、引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。</p> <p>環境検討委員会は、新型コロナの感染拡大に伴い、現在、委員に対して個別説明を行い、工事着手の了解を得ている状況です。</p> <p>なお、BR における課題については、長岡国道事務所にも情報提供しています。</p>

<p>3</p>	<p>② 環境影響委員会の審議内容の情報公開</p> <p>現在の環境影響検討委員会の審議内容は、全て開示されるのではなく選択的提供(黒塗りないしは一部消去したコピーの提供)になっています。これは、希少種保護のための情報管理を理由にされていますが、これとは直接関係のない内容まで非公開となっており、協議会として情報の開示を強く求めていただきたいと思います。</p>		<p>■南会津建設事務所の補足回答(2021.7.19)</p> <p>環境検討委員会は非公表のため、生息種の情報については、猛禽類の保護の観点及び福島県情報公開条例に基づき、公表を控えさせていただきます。</p>
<p>4</p>	<p>③ 大型猛禽類の保護</p> <p>大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)について、支援委員会からの答申では大型猛禽類(イヌワシ、クマタカ等)の繁殖環境の確保を求めましたが、第11回只見ユネスコエコパーク推進協議会ではその具体策は建設主体に任せるといふ議論にとどまっています。一方で、当該項目に対する福島県南会津建設事務所の回答では、</p> <p>“・静寂性について、モニタリングの継続により大型猛禽類の繁殖状況を確認し、繁殖が確認された場合、工事工程等の調整により影響の最小化に努める。”</p> <p>“・営巣地が人間に直視されないような対策について、現在までは工事箇所から直視できる位置での繁殖は確認されていませんが、そのような状況が確認された場合、適切な対策を講じることを検討し、対応してまいります。”となっています。</p> <p>しかし、八十里越環境検討委員会の資料からは福島県側においてイヌワシペアが2018年に工事現場から直視できる極めて近い場所で繁殖行動(営巣、産卵、抱卵、孵化、育雛)を行っていたことが判明しており、また、只見町ブナセンターと支援委員会委員が2020年から行った調査でも営巣・繁殖の可能性が確認されています。したがって、当地域においてモニタリングを実施している福島県南会津建設事務所、会津森林管理署南会津支署、只見町ブナセンターは、モニタリングの結果を共有するとともに、その保護・保全に関する対策を協議すべきです。</p>		<p>■南会津建設事務所の補足回答(2021.7.19)</p> <p>会津森林管理署南会津支署、只見町ブナセンターに対して、モニタリング結果の共有、保護・保全に関する対策を協議する機会を設けることについて検討いたします。</p> <p>■追加情報：只見町(2022.3.18.)</p> <p>1. 2021年11月20-22日、国道289号沿いにおいて只見町ブナセンター猛禽類調査チームにて猛禽類調査を実施しました。沿線で希少猛禽類を複数確認。</p> <p>2. 事務局(只見町)の呼びかけで、2022年2月10日に会津森林管理署南会津支署、福島県南会津建設事務所、只見町(只見町ブナセンター)の3者で猛禽類のモニタリング結果について共有・意見交換を実施しました。</p> <p>■追加情報：只見町(2023.3.15)</p> <p>2022年3月19-21日、6月19-21日、国道289号沿いにおいて只見町ブナセンター猛禽類調査チームにて猛禽類調査を実施しました。沿線で希少猛禽類を複数確認。</p>

<p>5</p>	<p>④ 両生類について 両生類に関して、答申①-4 に対する対応について、モニタリングと対策（這い上がれない構造、ボックスカルバートへ誘導する構造の設置）を講じることですが、白沢平地区では特に既設のボックスカルバートの間隔が両生類にとっては広く、数も少ないものです。両生類のどの種が道路のどの箇所を横断しているかの調査も必要ですが、這い上がり防止の構造を設けたとしてもサンショウウオ類には数十m以上も経路を変更するほどの移動能力はなく、現状設置されているボックスカルバートに誘導するのは、少なくとも距離的な面では難しいのではないかと予想されます。したがって、ボックスカルバートその他の移動路となる構造物の増設も含めた対策を検討が必要です。現状の道路構造のままであれば、他の地域の例から考えて、開通直後は相当数の両生類の轢死が発生するものと思います。少しでも被害を軽減するために現状把握のためのモニタリングとそれに基づく対策を引き続き強化する必要があります。</p>		<p>■南会津建設事務所の補足回答（2021.7.19） 白沢平地区でのボックスカルバートその他の移動路の増設については、現在、両生類の生息、移動に関するモニタリング調査を継続して行いデータを収集しています。その結果を踏まえて、対策を検討し、工事計画に反映させる予定です。</p> <p>■追加情報（2022.3.18.） 1. 2021 年5月 20-21 日、6月 24 日の夜間、吉川夏彦 只見 BR 支援委員、只見町で現地調査を実施、サンショウウオ類、カエル類の道路横断を確認。調査結果については南会津建設事務所に提供済み。 2. 2021 年8月 18 日、福島県南会津建設事務所、コンサルタント会社（パシフィックコンサルタンツ）、吉川夏彦 只見 BR 支援委員、只見町で現地検討を実施しました。協議の結果概要は以下の通りです。 ① 道路下流の川側の側溝・集水桝から水が池へ流れ込んでいる問題については、一度側溝と集水桝の堆積土砂を除き、次年度の池の水位の変動（干上がらないか）を確認する。 ② サンショウウオの産卵場所としての環境の変化を極力与えないようにするため、また、擁壁設置工事によるサンショウウオの産卵行動の変化を次年度評価するため、今年度の擁壁設置工事にあわせて側溝の清掃は行わない。 ③ 次年のサンショウウオの産卵行動を調査し、擁壁設置工事によりサンショウウオの行動にどのような変化があったかについて関係者で情報共有を行い、対策を検討する。</p> <p>■南会津建設事務所の補足回答（2023.3.3.） 2022 年8月 5 日、福島県南会津建設事務所、コンサルタント会社（アジア航測）、只見町地域創生課で現地協議を実施しました。協議の結果概要は以下の通りです。 1. 令和 4 年度調査結果について ・令和 4 年度の出現状況について確認した。（福島県、只見町） ・調査結果及び現地における確認結果、侵入防止柵の効果が見られ道路横断個体がほとんどみられず、ロードキルは阻止されると想定される。（福島県、只見町） ・令和 4 年度では、成体や卵のう数の経年変化から、侵入防止柵設置により、総数的に減少したりしているような結果はみられないが、</p>
----------	---	--	--

			<p>移動が止められ、片側だけになった産卵地では過去より多くの卵のうが産卵されている可能性もあることから、それぞれの産卵地で生育できるキャパシティがあるのかどうか今後も注視し、代替池などの検討をしていく必要がある。(福島県、只見町)</p> <p>2. 今後の保全対策等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の結果が一時的か継続的か確認するためにモニタリングは続ける必要がある。(福島県、只見町) ・昨年度、追加でアンダーパスを整備するという保全対策を提案していたが、アンダーパスの利用状況と道路の施工状況を見る限り現実的ではない(只見町) ・サンショウウオ類の主要な産卵場が現状では土砂が溜まった側溝である。今後道路供用に向けて、側溝内の土砂の撤去を行うと産卵環境が変化するため、必要に応じて側溝へ蓋がけを行うことや代替産卵池があると保全対策として有効であると考えられる。(福島県)
6	<p>支援委員会としても、道路開設に伴う影響を最小化するための具体的な手立てについては専門的な助言を提供するなど協力・支援していく考えであります。協議会においても、只見町を窓口とした交渉を強化し、諸問題の解決に取り組むことを期待します。</p>		<p>■南会津建設事務所の補足回答(2021.7.19)</p> <p>建設工事にあたっては、平成9年から学識経験者で組織されている八十里越道路環境検討委員会にて猛禽類、希少動植物等の具体的な環境保全対策について助言を受けながら検討を進め、事業者が適切に工事計画に反映しています。引き続き、八十里越道路環境検討委員会の助言を受けながらモニタリングや検討を進め、BR 登録地として相応しい自然環境および生物多様性の保護・保全の機会を確保する予定です。</p> <p>なお、BR 地域として、独自の保全措置や参考とすべき文献等がありましたら、ご教授願います。</p>

第 15 回只見ユネスコエコパーク推進協議会（書面開催）での意見

意見	回答者	内容
1	只見町商工会	<p>電源開発田子倉電力所は、環境問題も含め良く対応されていると思います。滝調整池の堆砂処理については、今後の洪水対策には必要不可欠であり、土砂置場に対する環境保全等も理解しますが、第一には人命優先であると考えます。</p>
2	MAB 計画支援委員会 日本自然保護協会	<p>蒲生川流域の残土の処理場における電源開発株式会社の個別対策について一定の評価は出来ますが、将来計画されている蒲生川上流域における大規模な浚渫残土処理場は、流域全体の景観や自然環境に多大な影響を及ぼすものと思われ、ユネスコエコパークの理念や目的にそぐわない様に見えます。蒲生川上流域で進められている浚渫土砂の処理場（土捨て場）拡張・造成は、100 年先まで見据えたダム堆砂問題の対処法といえるでしょうか。ユネスコエコパークの世界ネットワーク（WNBR）は BR（ユネスコエコパーク）を国連の進める SDGs（持続可能な開発目標）を実現するための一翼を担うものと決議しており、各 BR もそれに沿った活動が強く求められています。もとより SDGs 推進は国の重要な施策、企業・団体の社会的な責務となっております。只見ユネスコエコパーク協議会およびその各構成団体においてもそのための努力を図る必要があります。ダム堆砂の残土処理問題の長期的な展望を示していただきたい。国道 289 号線の問題に関しても支援委員会において提言をとりまとめるなどポジションを明確にしてきた経緯があることから、支援委員会において問題点を明確にした上で対策に向けて関係機関との議論を継続してもらいたい。（MAB 計画支援委員会、日本自然保護協会）</p> <p>ダムの問題は流域全体の課題ともいえるもので残土の処理について BR の観点からよりより方法を見出すための議論を進めていただければと思います。（日本自然保護協会）</p>